

The Research on the Koreans Brought to Japan in the Early Pre-Modern Period of Japan: Mainly on the Kaga Clan Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Tsuruzono, Yutaka, Kasai, Junichi, Nakano, Setsuko, Katakura, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45832

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



加賀藩における渡来朝鮮人

片倉 権儀(第一節・第三節)
笠井 純 一(第二節・史料集)

はじめに

加賀藩における渡来朝鮮人の問題は新しい研究課題である。

近年、日本海側の歴史と文化の再評価が試みられ、前近代において日本海は、表玄関の役割を果たしていたとする見解が唱えられ、それとともに、加賀・能登とアジア大陸の歴史的緊密性が強調され、双方の文化的交流の諸事実に関しても、考古学・歴史学ならびに民俗学などの諸分野で、時には個別的に、時には総合的に検討され、それらの諸成果が公表されつつある。しかし、こうした学問研究の新展開にもかかわらず、加賀藩政期の外国文化という点になると、わずかに郷土史家に一、二の論稿があるのみで、いまだに未開拓の分野といっても過言ではなく、本格的な実証的研究を待ち受けている、というのが偽らぬ現状であろう。

本研究会は、一つには加賀藩の中の渡来朝鮮人の問題という、加賀・能登の歴史と文化に関する研究上の空白期を埋めるために組織されたものであるが、この稿では、いままでにあまり学問的研究の対象とならず、かつ世人の目にほとんど触れることのなかった、近

世初期の加賀藩における渡来朝鮮人に関する基礎的史料を整理して提供し、いくつかの問題点を指摘するとともに、これらに若干の吟味検討を加え、将来の研究の深化に資することにする。それは、地域史の中のアジアを発掘するという現今歴史学の課題に迫る学問的意義を有するだけでなく、いわゆる百万石意識にみられる金沢人の外国観、とりわけアジア観のあり方を究明し、真の国際都市・金沢の将来像を検討するためにも、けっして無駄な試みではなからうと思う。

一 豊臣秀吉の朝鮮侵略と前田利家

秀吉の派遣した日本軍は、朝鮮に進軍すると、数多の朝鮮人を戦陣で捕虜にしたばかりでなく、婦女子までも拉致し、各地で「奴隸狩り」を敢行し、彼等を日本の地に連行した。

日本に連行された朝鮮の人びとの中には、ほとんどあらゆる階層・身分の者が含まれていた。その実数を確定することは不可能だが、男女合わせて無慮数万人を超える人数であったと見做してよからう。彼等の多くは、長崎や平戸その他から、ポルトガル商人などにより

東南アジアとかインド方面に売り飛ばされたが、一方、西国諸大名たちによって連行・分配され、刷還の機会に恵まれず、その対象から漏れ、あるいはまた帰国を断念し、その結果、日本の各地で定住するに至った者も少なくなかった。日本に定住した朝鮮人は、その大多数が西国で占められ、具体的には、壹岐・對馬・薩摩・熊本・唐津・福岡・小倉・長門・広島・岡山・姫路・兵庫・伊予・土佐・讃岐・阿波・紀州・大坂・京都・名古屋・静岡・江戸、等々に彼等の痕跡が印された。これを階層別・身分別にみると、農民・職人・学者・文人・武人・官僚・宗教者などに分かれ、性別では婦女、年齢別では幼少が少なくないことも際立った一つの特徴を示していた(1)。定住後の居住形態は、大別して二つの形態、すなわち集団居住型(苗代川が典型)と個別分散居住型に分別できる。集団居住型においては、朝鮮人としての民族性や、その文化や伝統が比較的存続し易く、こういう所では、朝鮮風の地名・町名ないし橋梁名が後々にまで残る場合があった。これに対し個別分散居住型では、同化融合により日本人化が急速に進むのが一般であった。

西国の諸大名などは、連行した人びとのうち、とくに学問とか技術を持った者を保護・優遇し、自己の政権のため、あるいは自分自身のため彼等を利用した。諸大名が領国内に渡来朝鮮人を住まわせたについては、人道上の側面が皆無だったとはいえないだろうが、それ相應の利便があったであろうことを看過すべきではない。とにかく、こうして渡来朝鮮人は、朝鮮の文化を日本にもたらし、近世日本の文化の発展に少なくない貢献をしたのであった。

ところで、当の朝鮮侵略の際の藩祖・前田利家の立場と行動につ

いてであるが、秀吉の出陣命令に対し、彼は兵八千人(または一万八千人)をもって名護屋に出陣したといわれるが、この地で名護屋城の造作を命ぜられ、徳川家康とともに在陣の兵制・職制・編伍・方略などを担当したとされる。すなわち利家は、名護屋陣所で待機し、日本における後方支援を策定したのであり、渡海軍に加わらなかった。この点で、渡海した西国諸大名などと同一步調をとらなかつたのである(2)。

加賀藩における渡来朝鮮人の問題を考察する時、まず第一に、利家が渡海軍の一員とならず、自ら朝鮮に出動しなかつたことに注目しなければならぬ。彼は、朝鮮から自らの手で朝鮮人を強制連行しなかつたのであり、このことは、彼が秀吉の統一政権の中で重要な位置を占めていたにもかかわらず、加賀に渡来した朝鮮人の数が相対的に少なかつたことの一つの原因であろう。

第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを望み、主張したものでなかつたことである。秀吉本人が渡海して直接全軍の指揮を強く望んだ時、彼は、家康とともに、秀吉の身の危険と渡海中の反乱を懸念して、これを諫止したとされる。これは、一つには無謀な朝鮮出兵に対する彼なりの否定的・批判的な感情に起因する行動であつたかもしれない。彼にとつて、自らの領国支配の確立と安定こそが緊急の関心事であつた筈であろう。要するに利家は、明確な言動の形で朝鮮侵略を批判しなかつたけれども、朝鮮出兵という軍事行動に心底共鳴・賛同していたとは思われない。

加賀藩に渡来した朝鮮人の問題を考察する場合、利家そして加賀藩が、朝鮮からの人的略奪や強制連行に直接手を下さなかつたこと

及び藩祖利家がこの出兵・戦争を歓迎していなかったこと、以上の二点を、これからの検討のための前提として、まず確認しておくことが必要であろう。

二 来藩した朝鮮の人びと

〔別表Ⅰ〕加賀藩における渡来朝鮮人一覧

No.	氏名	本姓名	通称他	渡来の経路	年齢	藩における官途	俸祿	没年	参考資料他
(1)	脇田直賢	金如鉄	九兵衛如鉄	宇喜多秀家の捕虜↓ 秀家夫人↓芳春院↓ 利長	七歳	三箇国小取次↓足軽頭 ↓大小将頭・算用場奉行・公事場奉行・除知奉行・金沢町奉行	百石↓千石 (他頭料二百石)	万治3	『家伝』 『脇田如鉄覚書』 他多数
(2)	菅野加右衛門	漢某	元森内記	紀州・浅野家臣、亀田大隅高綱に仕官↓ 高綱子権兵衛に従い 加賀へ↓利常召抱	十歳		七百石	明暦3	『諸士系譜』、『龜の尾の記』
(3)	菅野兵左衛門	漢某		加賀へ↓利常召抱	七歳		六百石	正保3	
(4)	小川忠勝	貞種	山海久次 久次	加藤清正の捕虜↓大坂↓利長召抱		高麗餌指 火矢方御用 (殺生御用)	銀五枚 次 男切米三十俵、承応二百五十石	寛永15	『慶長十年侍帳』 『火矢方小川家由来書等一件』、『国事雑抄』 『可観小説』
(5)	金子萬右衛門			毛利輝元の捕虜↓ 利長召抱		御歩組・殺生御用↓餌指、大坂陣に従軍 子息↓御鷹匠組・殺生・火矢※	切米十俵 切米二十六俵、後町奉行支配	慶安5	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』(小川七郎左衛門弟子/豆腐)

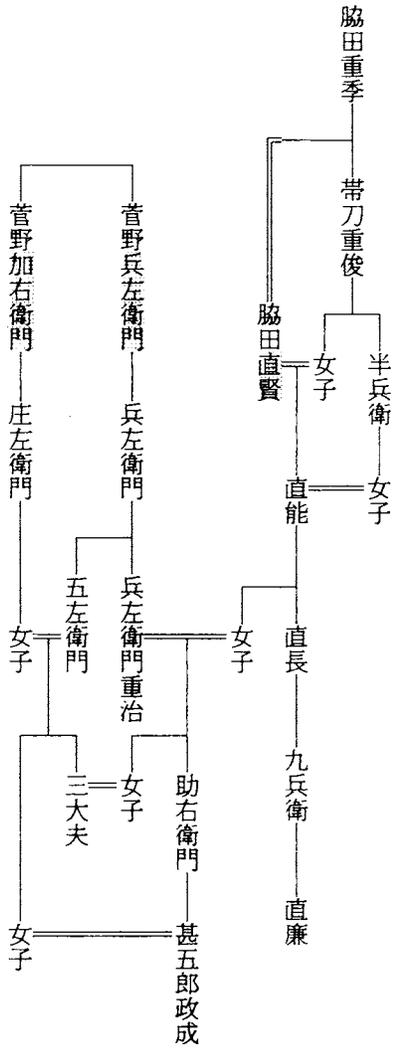
秀吉の朝鮮侵略によって日本に強制連行され、その後、加賀藩に渡来し、この地に定住するに至った朝鮮人の人名・経歴あるいは事績については、断片的ではあるが、藩政時代の文献史料に散見する。いま考察の便宜上、これを一覧表にして提示すると、次の通りである。

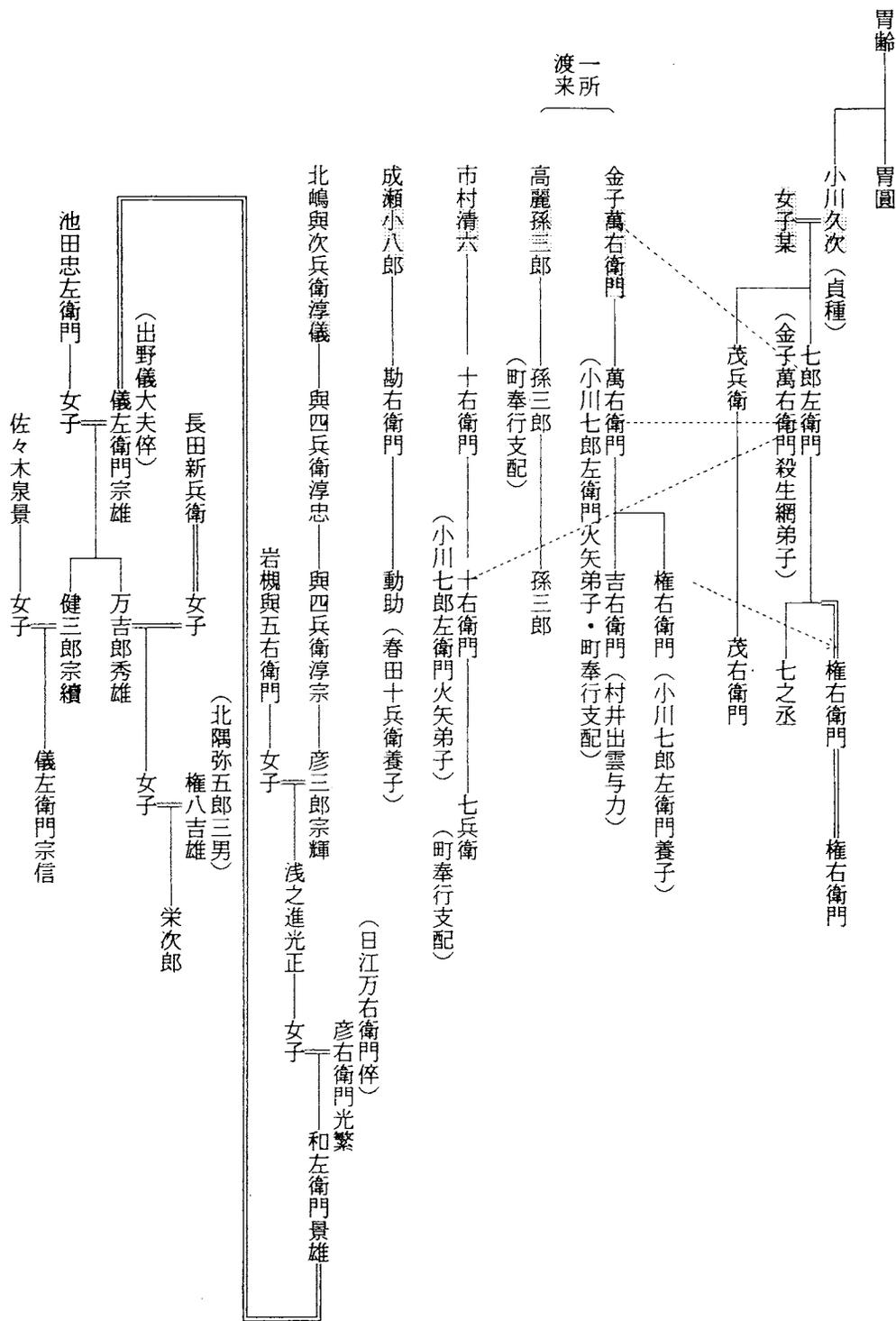
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
名倉不亂	式部	(女子一人)	米山佐左衛門	北嶋淳儀	七右衛門	成瀬小八郎	高麗孫三郎	市村清六
			秦某	劉某	氷天齋			
異国者・捕虜か否か不明	唐人(娘が不破氏に嫁す)	(小川忠勝の妻となる)	捕虜↓利家連行、利長、鉄砲者申付	捕虜↓利長召抱	捕虜	捕虜↓利長召抱	毛利輝元の捕虜カ↓京都にて馬具・武器細工↓利常時代に小幡宮内取次で御目見得	捕虜↓利長召抱
			八、九歳	幼少				
外科医(利常に仕)			鉄砲者	絵方御細工者	町人・豆腐商売 養子、蒔絵細工師	餌指	子、御細工人並	殺生御用 高麗餌指・鷹狩・火矢※
百石			不明、子切米二十一俵	切米四十俵 三人扶持	養子四人扶持 米百俵	切米十俵	不被下置由 子十一人扶持 町奉行支配	銀五枚 子十右衛門時 切米十三俵
		正保元	寛永頃	慶長15	寛永2			
『国事雑抄』	『諸土系譜』 (不破氏)	『国事雑抄』捕虜七人の内、女子一人	『由緒書』 (米山友三・友二郎)	『由緒書』(北嶋儀左衛門・権八)	『国事雑抄』	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』	『国事雑抄』	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』(小川七郎左衛門弟子/豆腐)

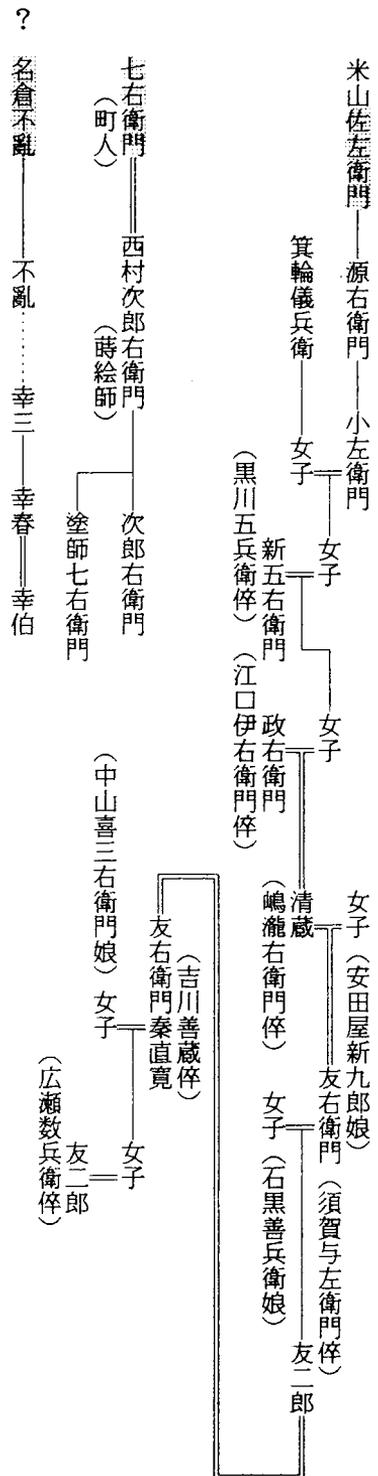
(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
門 唐仁屋七右衛門	門 異国屋弥右衛門	門 多々良宗右衛門	菅野恭忠	隨春(ヤンチン)
			劉某	
		韓弼		
	(被擄人子孫)	(被擄人子孫)	(被擄人子孫)	被擄人カ(明人との説もあり)
元文元年、宮腰で唐仁屋という唐人の宿あり	異国張りの鼻祖。代々魚屋町居住	家柄町人(本吉屋)町年寄。文政11苗字許可	謡曲師	医者(奥村河内の臣、庄田家に寓居し、万金の製法を伝授)
『金沢古蹟志』他	『金沢古蹟志』他	『凌雲館集』他	『謡要律』	『金沢古蹟志』

(別表II) 渡来朝鮮人相互の血縁関係

は渡来朝鮮人一世)







三 いくつかの問題とその考察

加賀藩政関係諸文献の中では、朝鮮・朝鮮人のことを「朝鮮」・「朝鮮人」、「高麗」・「高麗者」と指称するのが一般的だが、これ以外に、時には「異國」・「異國人」・「異國者」、「新羅」、「唐人」、「韓人」などの諸語で言い表わすこともあった。「異國」・「異國者」は外国・外国人を総称する語でもあり、また「唐人」は、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合に用いられる語でもあったことは多言を要しない。渡来朝鮮人とその子孫は、自己自身、または父祖の出自を示す際には、「朝鮮」ないし「高麗」の語を用いるのが普通だったようである(33)。

さて、前掲一覽表(別表Ⅰ)に目を遣ると、(4)名倉不亂のように捕虜か否か不詳の人物もいるが、加賀藩に渡来した朝鮮人のほとんどは、秀吉の朝鮮侵略により強制連行された人びとであった。もと

より彼等は、自らの意思で日本を選択したのではなかったが、定住先である加賀までの経路をみると、(1)脇田直賢のように、「通家之誼」「親家之故」、つまり縁故により来藩した例、(4)小川忠勝、(5)金子萬右衛門、(6)市村清六、(7)高麗孫三郎、(8)成瀬小八郎、(10)北嶋淳儀のように、大坂・京都から藩主利長・利常によって新規に召抱えられた例、(2)・(3)の両菅野のように、他藩から主人に随従して来藩し、利常に仕えるに至った例、などに分類することができるが、それらには、渡来朝鮮人の主体的な意思が自由に加賀の地を選択したというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強く影響したといえよう。強制連行の結果、住み慣れた祖国を離れ、日本という「異國」の地にあった渡来人が己の将来と運命を恣意に選択できる状況に置かれていたとはとても考えられず、かりに、招聘という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限られた枠内における、あるいは止むを得ぬ選択であったと見做すのが、

より実状に近かったであろう。ましてや年端もいかない子(1)・(2)・(3)・(10)・(11)となれば、なおさら、他者の命に従い、移住せざるを得なかった筈であろう。

藩主利長・利常が朝鮮人を藩に招来または連行した理由としては、第一に、渡来朝鮮人に対する同情・憐愍の念が挙げられる。それも、年齢が若ければ若いほど募るであろうし、また前節で述べたように、利家、そして加賀藩に朝鮮侵略への否定的感情があったとすれば、こうした心情は一層倍加されたに相違ない。第二には、彼等の持つ才能や技術に着目したことが挙げられる。むしろ、この第二の理由の方が、より重要であろうと考える。一五九七年に利家が死去すると、利長は大坂から金沢に帰ってきたが、おそらくこの時、幾人かの朝鮮人(4)・(5)・(6)・(8)・(10)か)を連れて来たようである。彼等は高麗餌指・火矢方(火矢高麗流)・御細工者などの職に就いたことから判るように、特定の技能を会得していた人びとであったらしい。餌指の採用などには、藩主の鷹狩趣味もからんでいたかもしれないが、「作文」の才(1)といい、なんらかの才能・技術を有するが故に来藩を促し、召抱えたということではなからうか。こうした技能集団の採用という行為を通して、利長らの朝鮮文化への関心の深さを窺知することができると思えてならない。ご教示を得たい。

朝鮮文化の藩への伝来は、高麗流の火矢や餌取の技法にとどまらず、万金丹の製薬伝授も行われ、あるいは豆腐の製法が伝えられた可能性もまったく否定できない(4)。そういう意味で、加賀藩への渡来朝鮮人の数はけっして多くはなかったけれども、彼等は、いわば朝鮮文化の伝授者であったところに、一つの史的意義を見出すこ

とができよう。かつて、郷土史家の中には、彼等の多くの者は特技をもって藩に仕えなかったという見解を唱えた先学もおられたが(5)、これは当を得ていないといふべきであろう。

次に、渡来定住者の藩内における身分は、士(士分格)が最多で、他に医者・町人となる者もいた。西国の他藩にみられるような、農民となつて村落に定住する事例は、少なくとも文献上は見出し得ずしたが、この藩では、労働力の不足を渡来人で補うという側面は皆無であった。職種も、一覧表が示す通り、町奉行、火矢方御用、餌指・殺生御用、御細工人、医者、豆腐商と多様で、その子孫の中から、絹布の洗い張りを業とする異国屋の鼻祖(18異国屋弥右衛門)、家柄町人(17多々良宗右衛門・韓弼、屋号は本吉屋)、『謡要律』(二巻、一七七九)を著した謡曲師(16菅野恭忠)が出た(6)。

鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方方法で、鷹を山野に放つて野鳥を捕らえるのだが、利長はとくにこれを好んだといわれ、藩の鷹場としては寺町・泉野が知られ、利常は、寺町台の諏訪神社(二四二九年、富樫昌親創祀)に鷹狩祈禱のため信州諏訪明神を勧請した(諏訪八幡)という(7)。餌指(餌差)は、鷹の餌となる小鳥もち竿で採取する者で、殺生を業とするから殺生御用と称された。餌指の技法は、竿・笛・唐櫃(もちびつ)に各々特徴があり、世に加賀流と称せられる餌取の方法には、小川・市村らによる高麗の技法が取り入れられていたのではなからうか。火矢方御用は、藩の石火矢・棒火矢・塩硝・弾丸等々の調整や製造を業とする職種であるが、これにも、渡来人によって高麗流の技法が伝授されたと推測される(8)。また、これは渡来人の子孫にかかわる問題だが、異国屋弥

右衛門なる人物が旧魚屋町で営んだとされる異国張りが、朝鮮の洗濯方法となにも関係がないのか否か、まだ確たることがいえる段階ではない(9)。

来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来人同士の集団居住型ではなかったようだ。薩摩とか熊本を始め西国諸藩の中には、渡来朝鮮人の集団的居住を示す地名や街路名の残ったところもあったが、この金沢では、渡来人定住の名残を物語る地名・町名または橋梁名は見当たらず、現存しない。ただ、朝鮮人の住んでいる家を「唐人屋敷」と俗称したことはあったようである(10)。高麗餌指と呼ばれた人は、これも、やがて日本人の餌指とともに餌指町(現笠市町と堀川町)に住むようになり、のち餌指らの浅野町移転に伴い、同業の渡来系子孫も移転した、という推論はいかがであらうか(11)。

渡来朝鮮人の生活状態は、藩内における身分・階層の差異によりその水準を異にし、上下の散つきがあり、これを一様に考えることは無理である。餌取を業とした人びとの俸祿は、きわめて低額ではあったが、少なくとも史料の上からは、極貧層に相当するような、悲惨な状況に追い詰められたような人は見出せないようである。そして看過し得ないのは、彼等の多数が祖国朝鮮で、あるいは渡来後の日本で習得した技能を、自らの生活を支える基盤としていたことである。

ところで、この加賀藩で定住生活に入った人びとは、異境・異域の地でどのような思いで日々の暮らしを営んだのであろうか。心情・意識に関する問題がある。祖国から文字通り引き裂かれる形で連

行された彼等にしてみれば、渡日時の年齒の違いにより多少の差はあるにしても、やはり、しばしば望郷の念に駆られたに相違ない、と思われる。「直賢毎遊小龍野臺牛阪上。目送自稚松山下泉水流尾西走。以彷彿故國地景。垂思鄉淚云」という記載があるように(12)、脇田直賢は、小立野台牛坂の上から浅野川の西流するを覽て、故郷の山河景觀を彷彿し、懐旧の涙を流したというが、かかる故郷忘じがたい念は、直賢一人のみならず、すべての渡来人の胸中にしばしば生起する切ない心情であったと思う。

しかしながら、当地で永住し続ける限り、好むと好まざるとにかかわらず、渡来人としても、同藩の人びとの文化に同化・融合して行かざるを得ず、日本人の中に溶け込み、「世間」に馴化しなければならなかった。同化・融合への試みは、たとえば直賢の場合、その自伝に「予、家業作文タリトイヘトモ、ヲノツカラ和國ノ風ニナラヒ、哥道執心ス。」とあるように、歌道に励み、数多の連歌を詠じ、やがてはこれを他人に教示するほどの境地に達するというような意欲的な取り組みに示されたが(13)、一方、大坂の陣での武功を始めたとして家臣としての奉公を通して表わされた、藩主に対する忠誠心にも、加賀藩士の優れた一員になり切ろうとした姿勢や意気込みを感じる事ができる。これも同伝に収められた文言だが、利長の死去に際し、「予悲ノアマリニ、四方はみな袖乃あまりの五月哉」、光高の急死には、「其程ノ次第難尽筆紙。予カナシミニ不堪」、利常の死去の時には、「予、悲嘆ノコ、ロサシ百句ヲツラネ牌前ニ納奉ル。……愁淚難止。」と記述したが、これらの文言に、御恩と奉公を紐帯とする封建的主従関係と近世的身分秩序の真っ直

中にわが身を置き、忠誠心溢れる一家臣として生涯を過ごした、もと朝鮮人、そしていまや加賀藩士に同化・融合した人物の姿を看取することができる。直賢以外の渡来人の藩内における生き様は不明だが、彼等の子孫を含め、細工者・細工師(7)・(9)・(10)、謡曲師(16)、詩文集を刊行した家柄町人(17)など、各々の職種と生活において藩士・藩民として在地に馴染み、溶け込んで行ったと推測しても大過ないであろう。

同化と融合は、孤立分散した渡来人が当地で永住し続けて行くためには避けられぬことであり、日本人との間で大きな文化的摩擦を起こすことなく平和の裏に過ごすためにも、選択せざるを得ない生き方であった。しかし彼等は、朝鮮人としての誇り、いわば民族的意識を喪失していなかったと思う。直賢は、自伝の中で、「生國朝鮮帝都」、「帝都敗北ス」と記し、祖国の首都を日本の京都と対等の「帝都」という語で示し、同じく「家業作文」と自負し、隠居後は「名ノミムカシニカヘリ如鉄ト改メ」、さらに朝鮮式「土まんじゅう」の墓に埋葬されたことなどが示すように(14)、朝鮮を祖国とする外国人としての自己存在を隠蔽したり、忘却したりすることなく、むしろ肝心のところでは、朝鮮人であることを内外に意思表示していた。これは後世のことであるが、『由緒書』などに「本國高麗」・「高麗者」と、その出自が明記されており(15)、「高麗屋」・「異国屋」・「唐仁屋」という屋号を掲げて生業を営む者もおり(16)、彼等はその出自を隠さず、逆に朝鮮出身であることを自己主張してさえたのであった。こうした言動を通して、彼等の民族的意識を垣間見ることができよう。この民族的意識は、中国

・日本との長期にわたる歴史的緊張関係の過程で形成され、今次の日本の侵略に対する抵抗の中で増幅されたものでもあろうが、学問や技術の伝達者としての誇り、換言すれば、祖国の文化水準に対する自負心に裏打ちされたものでもあった、と推考される(17)。時には望郷の念に駆られ、民族的意識を喪失することなく、しかし、この地で生存するため同化と融合の道を歩む、こんな風に複雑な心理と行動の交差する中で定住生活が続けられたのであろう。

それでは、当地加賀藩の人びとはこれら渡来朝鮮人をどのように受け止めたのであろうか。一般論として、この度の朝鮮侵略において渡海せず、強制連行に自らの手を汚さなかった加賀藩としては、渡来人に一定の同情の念を持っていたであろうし、当初、才能や特技を有する者を連れて来たことから判るように、藩主は朝鮮文化に関心を寄せていたと想定される。また、渡来人の定住形態が孤立分散居住型であり、四囲すべて日本人の中に点在する状態であった故、彼等はきわめて目立たない存在であり、日本人である藩の人びとにとって、日常的にはほとんど意識しない存在であったに相違ない。しかも渡来人たちは、日本人と交通し、交流を深め、在地の生活に融合するように努めたであろうし、おそらく、祖国の文化や伝統を墨守し、日本人に対し扉を閉ざすような閉鎖的な生き方を選ばなかったであろうため、そしてまた、渡来人の存在自体が藩士・藩民の利害得失に直結すると意識されることもなかったため、朝鮮人に向かって身構える姿勢もさほどみられず、表立った偏見とか差別が発生する状況にはなかったと思われる。人びとの深層心理に朝鮮人への差別意識が潜在していたとしても、それが顕在化する社会的

基盤は形成されていなかったといえよう。周囲全体が日本人の中で朝鮮人たる出自を明示するような屋号を掲げて営業したり、『由緒書』で「高麗者」と明記するのに、さしたる違和感を持たせない意識状況に、当時の加賀藩はあった、と筆者は考える。別表Ⅱ「渡来朝鮮人相互の血縁関係」に示されたように、渡来人相互の婚姻・養子関係も結ばれているけれども、多くは日本人との婚姻によって、血縁関係の面でも同化が加速する結果となったのである(18)。

なお、蛇足のようだが、直賢の自伝に記された、「彌々御前近習盛ナルニ因テ、爲ニ讒者一十年之内閉居ス。此事ナカリセハ重疊可レ預ニ御恩賞一処、不幸々々。」をどう解すべきかという問題がある。これは、直賢が脇田重俊の女を娶り、脇田姓に改め、近習として重く取り立てられるに至った時、他人の讒言に遭い、閉居を命ぜられたことを記載した部分である。直賢がなに故、他人に讒言されたのか、という疑問である。彼が朝鮮人であるにもかかわらず近習として厚遇されたことに対するねたみ(民族的差別)が、この讒言の背景になかったのであるうか。直賢自身はこの讒言の意味内容に触れなかったものであろうか。揣摩憶測の域を出ないが、この事件を生んだ讒言に朝鮮人であることが絡んでいるのか否か、一考を要する問題ではあるまいか。ご教示を乞う次第である。

おわりに

これまで、加賀藩の渡来朝鮮人について一覧表等を参照しつつ若干の問題点を指摘し、各々につき少しく考察を加えてきたが、これらは、本科学研究費補助金(「日本近世初期における渡来朝鮮人の

研究——加賀藩を中心に」)による研究会での報告に基づき作成したものである。

研究会では、筆者の荒削りな報告に対し、数多のご批判と貴重なご教示を賜ることができた。論点は多岐にわたったが、とりわけ、近世初期の日本人と朝鮮人の民族意識に関する問題、加賀藩への渡来の性格、つまり藩への渡来に強制連行的な性格を認めるか否かの問題に論議が集中した。これらは、近世初期日本人の民族的主体と国際的意識の形成の歴史的 성격にかかわる問題であり、近世初期における封建的家臣団の編成のあり方と深く関係する問題でもある。本来なら本稿で、加賀藩における渡来朝鮮人の問題を、東アジアの国際関係及び初期幕藩体制の中に位置づけて究明する広い視角を設定すべきであったが、いきおい事実関係の解明に追われ、微細な問題に拘泥し過ぎた結果となった。渡来人に関する史料を発掘・調査し、その歴史的事実を可能な限り明確にするという、本研究会発足の趣旨から判ずれば、いささかの成果をあげ得たという自己評価もないわけではないが、これを起点として、大方のご示教も仰ぎながら、今後一層の究明を目指す所存である。

末筆ながら、研究会でのご教正をこの稿に生かせなかった不躰に対し、会員諸賢のご寛容を乞うものである。

注

(1) 日本に連行された朝鮮人に関する詳論は、内藤鶴輔『文禄・慶

長役における被擄人の研究』(東京大学出版会、一九七六)参照。

近刊の北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、

一九九〇)も必見の大著である。

- (2) 朝鮮侵略時における前田利家については、『中外経緯伝』(『改訂史籍集覧』第一一冊)巻四、及び池内宏『文禄慶長の役』正編第壹(南満洲鉄道株式会社、一九一四)三二〇、三四五各頁、岩沢恩彦『前田利家』(吉川弘文館、一九六六)一七〇〜二〇三頁参照。

(3) 『如鉄家伝記』冒頭、及び『由緒書』等。

(4) 豆腐商については、『国事雑抄』氷天齋、市村七兵衛の各条、万金丹伝授については、『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町参照。

(5) 山森青硯「前田家と朝鮮本」(『書誌学』復刊新一五号、一九六九)二五頁。なお、同氏には「加賀藩文禄役被擯人子孫と朝鮮活字」(『石川郷土史学会々誌』一四号、一九八一)があり、氏が金沢の古美術商で見付けた抹茶碗と箱書を根拠にして、加賀藩に朝鮮活字印刷工と銅活字が伝来したと推定されている(六三頁)。

(6) 『国事雑抄』(卷末史料集)。

(7) 田川孝三『李朝貢納制の研究』(東洋文庫、一九六四)一七一〜二〇六頁。田中健夫「朝鮮の鷹」(同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二)四一〜四一五頁。『石川県神社誌』(石川県神社庁、一九七六)諏訪神社の項、八六頁。新保望『金沢城下南部の歴史』(泉野地域歴史研究会、一九八七)一五〜一七、一八九〜一九二各頁。

(8) 宇田川武久「壬辰・丁酉の倭乱と李朝の兵器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七集、一九八八)には、秀吉の朝鮮侵略

によって李朝が国土保全のため日・明の兵器と戦法を積極的に学んだことが詳述され(一〜一四七頁)、同「近世初頭における火器の普及と生産」(同書、二五集、一九九〇)では、近世初期日本における火器(鉄炮)の普及と生産につき詳論があるが(九九〜一九〇頁)、両編とも、朝鮮から日本への影響、及び加賀藩の問題については言及がない。

なお、小勝郷右「花火―火の芸術」(岩波書店、一九八三)には、「慶長年間の頃から、いろいろな資料に和製硝石に関する記録が現われるようになった。これは俗にいう文禄の役(注略)と慶長の役(注略)の二度にわたる秀吉の朝鮮出兵の際に、捕えて連れ帰った明国の捕虜から、硝石の製造法を手に入れることができたと伝えられることも関係があるかもしれない。」(二二頁)と述べ、硝石の製造法が明の捕虜から伝授されたという伝聞が記されているが、筆者はまだその根拠を確認していない。

(9) 『改訂増補加能郷土辞彙』(北国新聞社、一九八三)三八頁。

『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九九一)巻一四。異国張りは、江戸時代の洗い張りの一法で、長崎より流行、西洋洗濯の法に日本の張り方を加味したものとされるが、筆者は、前々から、金沢の異国張りの鼻祖が渡来人の子孫だといわれていることに関心を寄せている。異国張りについては、『大百科事典』(平凡社、一九八五)八、七七九頁参照。

(10) 『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町。

(11) 餌指・餌指町に関しては、高室信一「金沢・町物語 町名の由

来と人と事件の四百年』(能登印刷出版部、一九八二五六一五七頁、『石川県地名大辞典』(角川書店、一九八二)七九八頁参照。

(12) 『燕台風雅』卷四、脇田直能条。他に『加賀藩史稿』卷二二、脇田直賢、『亀の尾の記』ケイゴ山の各条参照。

(13) 『御夜話集』上巻によると、直賢は板津八兵衛の弟正的(検校)に連歌を教えた。

(14) 一九八七年一月二六日付『北陸中日新聞』の記事によると、高岡市在住の中島正之氏が、野田山墓地後割で金如鉄の土まんじゅう型(高さ一メートル余り、直径一、二メートル)の墓など一三基を発見したとある。

(15) 『由緒書』には、たとえば「一 三拾五俵 本國高麗 金澤出生四十八歳 北島權八劉吉雄」 「一 九世之祖父 北嶋故與次兵衛淳儀 與次兵衛儀素生高麗國之者……」 「一 四拾五俵 本國高麗 金澤出生四十一歳 北島儀左衛門劉宗信」とある。

『国事雑抄』高麗網張並異国人之子孫御尋条も参照。

(16) 屋号「高麗屋」等については『国事雑抄』参照。

(17) 筆者の未検討の問題に属するが、直賢以後、数代にわたって作庭された玉泉園(小将町、石川県指定名勝)も池泉回遊式で朝鮮方式を採用したものとされているが、このような作庭も、直賢らの、なんらかの民族的意識の現われかもしれない。

(18) 薩摩藩では朝鮮人陶工と日本人との婚姻を禁止した。こういう政策も薩摩藩民の中に差別意識を醸成する要因となった。有馬

美智子「薩摩藩に於ける対朝鮮人政策——薩摩焼を通して——」
 (『史艸』四号、一九六三二四〇頁)。
 なお本稿では、民族はエトノス、民族的意識はエスノセント

リズムの意で用いており、近世初期の日本・朝鮮に近現代的な民族が成立したことを前提にして論じたわけではない。

〔中文資料 集〕

目次

【1】 火矢方小川家由来書等一件	二四
【2】 諸土系譜	三
(1) 菅野氏	三
(2) 佐々氏	三
(3) 不破氏	三
(4) 山根氏	三
【3】 先祖由緒一類附帳	三
(1) 北嶋義門	三
(2) 北島權八	三
(3) 米山友三	三
(4) 米山友二郎	三
【4】 国事雑抄	三
【5】 可観小説	三
【6】 亀の尾の記	三
【7】 金沢古蹟志	三

【一】火矢方小川家由来書等一件

横山政和「献」

「り」

火矢方小川家由来書等一件

御家老方

先祖久次義、於新羅國胃圓と申者之弟、貞種と申者ニ御座候。胃圓義、薄かな張ねり筒棒火矢埋火之家ニ御座候所、實子無御座、弟貞種ニ傳受仕置候所、貞種儀、名山海と相改、高麗江罷出候所、秀吉公高麗御陣之砌取子被成、日本江渡大坂表被指置候所、大坂御陣之砌被取拂、家名山海久次と相改、京都江罷出候所、於京都瑞龍院様江被 召抱候。御宛行之義、傳承不仕候得共、其節苗字小川と相改候様被 仰渡、則相改御奉公申上罷在候所、せかれ七郎左衛門所持仕候ニ付、傳受仕来候火矢高麗流と相改、不残七郎左衛門江相傳仕、寛永十五年病死仕候ニ付、同年七郎左衛門義、微妙院様々名跡相續被 仰付候。久次遺言ニは所持之火矢筒献上仕、相傳之火矢打御用、可奉願旨申置候ニ付、則老貫目之筒式挺献上仕候所、竹田市三郎御取次而段々 御懇之 御意を以、金子三拾兩拜領被 仰付、火矢打御用被 仰付、諸事右市三郎申談而、火矢御用相勤、相傳之薄かな張ねり筒被 仰付、段々出来仕、小松

於浮柳棒火矢を以、度々稽古仕候得共、堅固之敵城江打込申候而も、棒火矢而ハ焼立申義業勢弱、無心許奉存、ほうろく火矢工夫仕出候ニ付、大筒被 仰付、小松町鉄細工人御雇、誓詞被 仰付、老貫目・六貫目之御筒并矢之根薄かな張傳受仕、鉄而為張立出来、右工夫之ほうろく火矢を以、稽古被 仰付候。尤御隱密御用之段、堅被 仰渡候。依之、加様成流儀他家ニ無御座候。御家迄ニ御座候。追々拾貫目迄之御筒出来、其外別紙書記候通之品々御道具共も出来、每度稽古被 仰付 御城櫓々 御覽被遊候由ニ御座候。度々御時服并金子拜領被 仰付、御懇之蒙 御意相勤罷在候所、承應二年江戸表江御発駕之御供仕、越中境迄罷越候所、於境御知行百五拾石拜領被 仰付、早速罷帰候様被仰渡、小松江罷帰申候。其後万治元年、微妙院様御逝去被遊候ニ付、同二年、松雲院様御代、小松表々御當地江被為召、御役所屋敷見立可申旨被 仰渡、則只今之火矢御細工所被 仰付。尤御隱密之御役所ニ被 仰渡、御大工之せかれ等木方鉄方之御細工人段々被 召抱、仕方傳受仕、其外町細工人御雇而火矢御用手傳被 仰付、段々御道具共出来仕、宮腰江罷越、うつ木濱ニおゐて被 仰付候御様子御座候。其砌々町御奉行支配被 仰付、代替ニハ御意之外弟子取申間敷旨等、於御横目所誓詞被 仰付候。三代目権右衛門義、実は高麗々取子七人之内、金子何某と申者之せかれニ金子方右衛門嫡子ニ御座候所、赤子之内々七郎左衛門貫請養育仕、高麗流之火矢不残相傳仕置候。其後男子出生仕候得共、右貫請置候せかれ権右衛門江一子相傳之趣迄も傳候事故、やはり

権右衛門を嫡子ニ立置申候。然處、権右衛門養父七郎左衛門病死之砌、先達而出生之男子七之丞と申候而、幼少ニ御座候得共、実子ニ御座候間、七郎左衛門遺知相續被 仰付候様、権右衛門々奉願候所、寛文六年養父七郎左衛門為跡式、遺知百五拾石之内、権右衛門江百石被 下置、火矢打御用被 仰付、七之丞義養育仕、高麗流之火矢相傳可仕候旨被 仰渡候ニ付、養育仕火矢相傳仕候上、其段御断申上候所、寛文十一年七郎左衛門遺知之内、被 残置候分五拾石配分、火矢打御用被 仰付候。権右衛門義、同十二年御用方之義ニ付強相願候所、對町御奉行江不調法之義出来、御知行被召放、遠嶋被 仰付罷在候所、元禄三年被 召返、拾人扶持被 下置、最前之通町御奉行支配ニ被 仰付、火矢打御用相勤夫々代々相續被 仰付候。

一、火矢之義、品々御座候而、別紙ニ書記候通御座候。拵様仕懸打方薬拵等之義は、秘密被成置候ニ付、此書面ニは顯不申候。且又稽古之事ハ、前段ニも調候通、最初ハ毎月も被 仰付、寛文年中々元禄十二年迄ハ一年ハ(二)兩度、或壹度被 仰付、其内私先代之内病氣而稽古不被 仰付年も御座候御様子ニ御座候。元禄十三年々敵敷御儉約ニ付、享保十年迄久々稽古不被 仰付候。同一年々於湊濱稽古被 仰付、延享四年迄隔年被 仰付候處、同五年々不被 仰付候ニ付、段々奉願候ニ付、宝曆八年被 仰付候所、翌九年御道具不残焼失仕候。其後御入用過分不相懸様仕、有来之御細工人中迄而随分人情仕、追々御筒等出来仕、近年加様義被 仰付候稽古之儀も奉願候得共、未不被 仰付成長之せかれも御座候處、口傳迄而ハ無覺束、甚辛勞仕候。右於湊濱稽古被 仰付候。

訳は風ニより御城江音強響申事御座候故、遠方江被遺候由申傳候。一、先年々出来被 仰付候火矢御筒等、鶴之御丸水之手御門御櫓江被入置、一月ニ六度宛私共之内老入并御細工人罷出、掃除磨仕候。

一、御細工人は先年々木方四人・鉄方五人・真鍮金物方老入、都合拾人御座候處、二十ヶ年以前木方老入、其以後真鍮金物方老入、出奔仕、其以後八人、當時ハせかれ老入御雇而都合九人ニ御座候。何茂御細工相應ニ仕相勤、其内當時木方ニ細工達者ニ仕候者御座候。鉄方ニ兩人近来希成達者ニ細工仕候。真鍮細工方欠人候得共、此儀は鉄方ニ老入真鍮細工方指懸候義は相兼、相勤可申旨申聞相勤候へ共、只今は右細工達者もの兩人指懸候御用は相應相勤候故、先御指支無御座候。宝曆九年御道具焼失、金物は形残候へ共、木方ハ一向形相知不申候所、木方御細工人之内吉田故七郎兵衛義、細工宜甚御用相立候者而、私共々申談候趣を以種々相考、御筒臺一挺全七郎兵衛老入手懸出来仕。夫々臺木等夫々之かい形と申を夥敷拵置候ニ付、細工さへ相應ニ仕候得は、右かい形を以仕候故、格別心安御座候。

一、先年は御歩横目被附置、且又与力老入定番御歩老入御指加置被成候。其以來は御歩横目も相止、私共兩人并御細工人中迄ニ相成、御賄方ニハ御細工人之内兩人仮御横目加役被 仰付、相勤候處、近年仮御横目も不被 仰付候。

一、稽古御小屋之儀は、式間半ニ六間量御小屋被 仰付、屋根懸戸囲簀垣而、元禄五年於宮腰出来之所、於湊濱稽古就被 仰付候。彼地江舟廻而被遺、数年来御用相立候處、當時は損懸戸は形も無御座程ニ御座候稽古被 仰付候節ハ、御修覆無御座候而は相成不

申候。寛文之頃々元禄之頃迄ハ御細工所御入用并稽古御入用一ヶ年ニ拾壹貫目斗之御入用之御様子御座候。段々難儀仕、宝曆八年稽古之御入用七百目斗御座候。當時稽古被 仰付候得は御小屋御修覆料も相懸候得共、此義ハ重而御修覆不被為及事御座候。稽古御入用之義ハ、稽古之節用申御道具等も焼失仕、其上諸色高値而省畧仕候而も、宝曆八年御入用ニ増懸候様奉存候。尤御道具之儀ハ、重而被 仰付候ニハ、不被為及事御座候。稽古之義ハ二日不仕候而ハ相成不申候。左候得は、御小屋拵二日、御道具認并御小屋仕廻二日、往来之日二日、其外雨天御座候得は、日数相懸可申候。御小屋御修覆之義も先懸戸ハ不被 仰付、とま御借上相成候得は、御入用指而過分ニも相懸申間敷哉と奉存候。

一、先年稽古之義、四月々九月迄之内、被 仰付候へ共、元文之頃々蚕ニ音相障候故、八月被 仰付候。

一、稽古之節不獵と申義も無御座候。

右、火矢之由来、前々稽古之様子、當時到而省略仕、稽古之致方書上可申旨被 仰渡候ニ付、承知仕候趣等如斯御座候。火矢之趣ハ大概別紙ニ書記申候。

八月

小川久大夫

火矢之訳大概

一、放勦火矢 壹貫目之大筒・六貫目之大筒・拾貫目之大筒而打

矢も右に準、三段御座候。此矢火指而稽古ハ夜中

打申候。矢落拾丁前後落、其所而二三度或四度も

飛働仕、其節碎四方江放申候。敵城等江火を懸候

ては随一之品ニ御座候。

一、黒矢 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて、稽古ニハ屋打申候。矢落拾丁前後江落申候。

一、コワシ玉 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて打申候。此玉拾丁々拾五丁斗迄之内而玉落申候。稽古ニハ屋打申候。玉ニ火を指せ先にて割レ候様ニも仕懸御座候。

一、乱火矢 六貫目・拾貫目之大筒にて、三丁より五丁迄之内を火指而打申候。稽古ニハ夜中打申候。尤常之矢而ハ無御座候。

一、乱矢 三百目・五百目・七百目・壹貫目・六貫目之筒而三丁斗打申候。常之矢を葉而打出、矢数は筒之大

一、乱玉 小次第而、六貫目之筒而八百五拾本斗、一時打出申候。矢之羽等、火移不申義、習ニ御座候。

一、敵亡矢 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて三丁斗打申候。玉は常之一両玉を筒之大小ニより玉数一時二打出申候。六貫目之筒にてハ玉数式百五六拾打申候。

一、埋玉 五拾目筒にて三丁斗打申候。一仕懸にて何拾挺而も一時打出申候。稽古ニハ式拾挺斗一仕懸打出申候。御道具ニハ千挺一仕懸被 仰付置候处、宝曆九年焼失仕候。

一、埋玉 地ニ埋置、火移仕候得は、玉ハれ地中々飛出、壹

丁四方斗放申候。

但老貫目々以上之筒を都而大筒と倡申候。

右、稽古仕候節、敵亡・埋玉之外は小屋之内隻臺を置、土俵而堅メ上ニざり臺を置、御筒をのせ打申候。見あてハ拾丁先ニ竹を立挑燈を釣上、夜は火を燈、昼は紺之袋ニ入釣上申候。是を満挑と倡申候。稽古之節は御筒前両方ニ袖垣仕、御幕を打申候。且又打方矢拵等、并戰場而打方之義は、秘密ニ御座候故、此書面ニは難相調。一通如斯相認申候。以上。

八月

小川久大夫 判

「寛政元年ナリ」

ほうろく火矢根元、御細工所建形并出来御筒数
稽古年号等目録

ほうろく火矢根元

先祖久次義、実は高麗者ニ御座候所、瑞龍院様御代被 召抱御奉公申上候處、御充行之儀は傳承不仕候。微妙院様御代、久次於高麗、薄金張ねり筒火矢相傳之家而、流儀相傳仕来候付、於小松表薄金張火矢筒式拵置候付、於日本 御用相立可申義とせかれ七郎左衛門江不殘相傳仕候上ニ、久次遺言申置候ハ、所持之火矢筒式拵献上候而、相傳之火矢打御用可奉相

願旨、申置候付、せかれ七郎左衛門代々老ノ目ねり筒式拵、竹田市三郎御取次而指上候處、其節金子三拾兩拜領被 仰付、火矢打御用之義被 仰渡、則小松浮柳而度々稽古被 仰渡、相勤申候處、御内々を以被 仰出候は、今宵火矢打之義、御櫓々被為遊 御覽候間、御相圖次第打可申旨、被仰出候付、相勤候由傳承仕候。
一、万治二年、小松表々御當地江被遣、浅野川川除町水手寄、宜敷所相見立、相願候處、御聞届ニ付、御細工所相建申候。則只今も御細工所ニ御座候。

先年御細工所建形

- 一、三間半ニ拾七間半 鍛冶場。但塗[□]細工所并金具細工所
- 一、三間ニ九間 木細工所
- 一、式間半ニ五間半 酒之間
- 一、式間ニ四間半 炭蔵
- 一、式間ニ八間 葉調合所并木蔵。但革細工所
- 一、三間ニ式間半 御土蔵
- 一、内外御囲懸堀
- 一、入口御門

右、先年々 御細工所建形、如斯御座候所、卯年御焼失ニ付

當時御細工所仮ニ被 仰付候建形左ニ相調申候。

- 一、三間半ニ拾間 鍛冶場
- 一、三間ニ七間 木細工所。但此内金物蔵并炭蔵
- 一、内外御囲簀垣并生垣
- 一、入口御門

右、當時之御細工所大變之年急速先飯ニ御細工所相建申候。

一、式間三寸二四間

御土蔵

一、六尺二四間

御土蔵玄關

右、當時御土蔵、天明六年町会所貯用銀之内を以、相建申候付、段々出来、御筒共御土蔵ニ積置、其外出来之火矢并根共入置候へ共、今年々出来之御筒人所無御座候間、如何様成御土蔵而も御細工所ニ奉願上度義ニ奉存候。尤外ニ被為遊御指置候所御座候ハ、其所江納置可申候。

一、御修覆之御筒具定者、御修覆以前ニ力損仕、其上而御修覆も可

仕義御座候へ共、當時節柄故相願候而も、急ニ被 仰渡も有

御座間敷旨奉存候。左候へハ外ニ御貯用之御筒義、無御座ニ付

先大抵御用ニ相立候御筒御細工人共江も詮義仕、撰出御修覆仕候處、段々出来も仕候付、天明七年力損之義相願候處、願之通

被 仰渡候付、九月廿日於金沢表罷立、能美郡湊浦而力損仕候御筒數拾ノ目式挺并六ノ目御筒四挺、都合六挺力損仕候處、

随分損義無御座、御用相立申候。且又去年義相願、八月朔日罷立、力損仕候御筒數、拾ノ目式挺并六ノ目御筒四挺、都合五挺

力損仕候處、損も無御座御用ニ相立申候。段々出来之御筒數并矢數根數左ニ相調申候。

一、三 挺 拾貫目御筒出来仕候

一、式拾四挺 六貫目御筒出来仕候

一、三 挺 壹貫目御筒出来仕候

一、壹 挺 七百目車御筒出来仕候

都合三拾壹挺

此内拾壹挺 此分力損相濟申候

残所式拾挺 此分力損相濟不申候

一、四拾壹本 拾貫目御筒但矢出来仕候。并根數四拾壹出来仕候

此内力損之節相用申候

一、六拾八本 六貫目御筒但矢出来仕候。并根數百出来仕候

同断

一、拾六本 壹貫目御筒但出来仕候。并根數二拾七出来仕候

一、四百八拾三本 乱火矢但矢出来仕候

一、式百六拾本 乱矢

一、三 ツ 埋玉大小御手入相濟申候

(以下異筆)

一、三 挺 拾貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候

一、式 挺 六貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候

右、御修覆出来之御筒并矢數根數等如斯御座候。

一、天明五年御筒御修覆之儀、年中六挺宛之為御入用式貫目御渡可被下段、相願候所、願之通被 仰渡候付、其段於役所ニ木方御細工人三人・鉄方御細工人五人、何茂呼出、今般御筒年中六挺宛御修覆之儀被 仰渡候付、御細工方面拾八人而者手合申間敷候間、

町細工人も余程入レ申図りを以御入用式貫目斗請取申候。左ニ候間、如何と相尋候處、御細工人於其場申候者、此度余程之御修覆ニ付、為手傳と町細工人御雇之図御座候得共、私共結構被 召

仕候間、何茂毎日罷出候而も手を合申度奉存候。併當時者真鍮御細工人も無御座候得共、此儀も私共加役ニ相勤申度旨申候候ニ付、

其通仕御修覆仕候處、六挺共ニ皆出来候。壹挺ニ付代銀百七拾五

其通仕御修覆仕候處、六挺共ニ皆出来候。壹挺ニ付代銀百七拾五

勿ニ付申候。此儀者御細工人共心を合相勤候故纒之御細工人而手を合申候。夫故御入用高も相懸不申候。尤御細工人之儀者何を被仰付候而も御用相立申者共ニ御座候。併其内ニ細工者少々高下之者も御座候得共、何茂心を合身分不相心之儀も於役所相勤申候故、手を合出来仕候。

先年御当地而火矢稽古被 仰付候場所

- 一、寛文四年 うつき濱而八月中稽古被 仰付候
- 一、寛文七年 同前而四月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、寛文八年 同前而四月中稽古被 仰付候
- 一、寛文十一年 同断
- 一、寛文十二年 同断
- 一、延宝元年 同前而六月中稽古被 仰付候。うつき濱并湊浦而所ニ小屋を懸、火矢候様被 仰出候付、而所共ニ小屋被 仰付、時々稽古仕候義者仰出次第而方人交稽古仕候。尤天氣宜敷内三月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、延宝三年 うつき濱而四月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、延宝四年 同所而六月々十月迄同断
- 一、延宝五年 同所而六月々七月迄同断
- 一、延宝六年 湊浦而八月々九月迄同断
- 一、延宝七年 うつき濱而五月々七月迄同断
- 一、延宝八年 同所而四月中稽古被 仰付候
- 一、天和元年 同所而五月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、天和二年 同所而四月々八月迄同断

- 一、天和三年 同所而七月々八月迄同断
- 一、貞享元年 所ヲ替而於倉部七月稽古被 仰付候
- 一、貞享二年 うつき濱而六月中稽古被 仰付候
- 一、貞享三年 同所而同断
- 一、貞享四年 同所而七月中同断
- 一、元禄元年 湊浦而八月中同断
- 一、元禄二年 同断
- 一、元禄三年 同所而七月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄四年 湊浦而八月々閏八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄五年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元禄六年 同所而四月々六月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄七年 同所而七月中稽古被 仰付候
- 一、元禄八年 同所而八月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄九年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元禄十二年 同所而九月中同断
- 一、享保十一年 同所而八月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、享保十三年 同断
- 一、享保十四年 同所而五月中稽古被 仰付候
- 一、享保十六年 同断
- 一、享保十八年 同所而四月中稽古被 仰付候
- 一、享保二十年 同所而六月中稽古被 仰付候
- 一、元文二年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元文三年 同所而九月中稽古被 仰付候
- 一、元文五年 同所而七月々八月迄打續稽古被 仰付候

一、寛保二年八月、父豊之丞代、湊浦而稽古被。仰渡候節、私儀十三歳々召連、其節老貫目御筒并六貫目御筒而初而稽古仕候。其後延享元年、同四年稽古仕候。

一、寛文中々稽古被。仰渡候節之小屋者、式間半二六間之建物而、屋ね囲共二懸戸ニ御座候處、其後者御修覆も無御座、損候候而稽古用イ、享保之頃々半分蔭間ニ相成、屋ね茂苦草ニ相成、左右拾間斗袖垣ニ仕、下地ニ蔭を当賣垣ニ御座候。

一、私跡目被下候而、宝曆八年八月於湊浦二初而稽古被。仰渡候節、右濱ニ前之仮小屋を繩詰ニ仕相建申候處、悉打損候ニ付、小屋茂其節々式間ニ三間者斗相成、屋ね之儀者湊浦而舟苦を借、屋ね葺七小屋囲左右之袖垣拾間斗下蔭之假而、其上ニ田町交御幕を張申候。小屋前ニわく臺三挺立、土俵而根を堅メ置すり臺と申者をわく臺ニ載、其上ニ御筒を置、臺尻ニ穴を掘、打放申時、御筒ささり申候。尤見込候時、先キ目当之義者拾町ニ□町と申而長六間之竹を立、其先ニ車を付、指渡式尺五寸之提灯を引揚候而御筒前目当ニ櫓を懸通を見込、打放申候。町付之儀者、拾町前後江矢落仕候。且又屋稽古仕候砌者、右□町提灯之紺之木綿袋ニ入、目当ニ仕申候。打申節、臺前ニ茂式間斗之竹ニ提灯を引揚申候。此儀ハ町先々之目当ニ御座候。尤打候時分、双方相図を以打申候。右前々々宝曆八年迄稽古之節、町奉行為見届、罷越申候。其節為縮方之町足輕五人本打之節相詰申候。尤稽古之内為詰人と御手人八人相渡申候。

一、天明七年、私せかれ御筒御手人之節、御細工所江折々召連、御道具等仕懸候儀品多御座候付、為致手傳御道具夫々教申度御座候

付、相願候處、御聞届ニ付折々ニ御細工所江召連、為見習申候。則同年御筒力様被。仰渡候付、湊浦江召連仕懸見込打形等教申候。元来大業物故内稽古可仕様も無御座付、兩年共ニ力様教為打申候。

寛文之頃々元禄之頃迄之御入用

一、拾老貫目余 御細工所諸事御入用并稽古御入用壹ヶ年当り

一、七百目 宝曆八年稽古御入用

一、式拾老貫目斗 筒藁

一、壹貫五百目 鉛

右、両品者玉藁所々請取申候

一、五拾目 天明七年々御筒力様御入用

一、壹貫五百目 筒藁、但玉藁所々請取申候

一、百七拾枚 明倭下蔭、堂形并下御臺所々請取申候

一、七拾懸 俵繩、右同所々請取申候

右、御筒力様之節者省略仕、小屋懸不申、見隠之儀者蔭間ニ仕其上ニ田町交御幕を張申候。

右、ほうろく火矢根源并御細工所建形出来御筒数等稽古年号相調指上之申候。以上。

己酉

八月

「寛政元年ナリ」

小川七太夫

(以下異筆)

乙亥九月朔日

一、火矢方小川友作、今日罷出候付、其蓋於別席、此間内稽古之様子相尋候處、申聞ハ去廿六日発足、御細工者三人召連、湊浦江罷

越、翌廿七日小屋懸ニ取懸り、右小屋ハ例年力様之節之小屋式間四方程有之ニ付、右を取繕イ相用申由、且御道具等ハ馬三疋・人足三四人ニ為持付候。廿八日朝之内、仕組仕置々稽古ニ取懸、同廿九日ニハ終日稽古仕、同日ニ相仕廻候。尤火矢ほうろく等稽古仕、都合式拾五放斗、其内品者七返程違候。初ニ稽古之義故、とかく兼而習之通ニ者出来不申候。八丁斗先ニ落割働可仕筈之處、五六丁程而割レ落申分も、右落候處而ハ働キ候故、六尺四方斗も砂穴之如クニ相成、深サ九尺斗もほれ入申候。御矢等少々ニ疵等有之候而ハ向へ通候迄ニ割レ申故、存込之通全出来不仕候。打場之義ハ海之内江打込申而者無之、海辺を横にいたし片横高之方、小松江之往道ニ御座候。丁間十七丁所々ニテ験札建置申候。右湊浦領之内ニハたり不申ニ付、□谷と申處江相懸り申由、且力様之節ハ丁付之杭取払、罷帰候へ共、此度々稽古も被 仰付候故、来年も入用之義ニ付、杭も入レ念ニ其俣ニ指置罷帰申候由申聞候。此度罷帰り候上、重ニ稽古之節之義等、種々相考居申旨等申聞候事。

右申聞之候。荒増如此候事。

前段内分ニ申聞候ハ、請取申候簡業も小けし之分と申遣候得共、余程あらく御座候故歟、伝書之通ニハ參かね候。友作手前調合之仕様、百八十品斗も御座候。於兼合所如何御座候哉。畢竟兼あら□す候故、火移石宜をと奉存候旨、申聞候事。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『火矢方小川家由来書等一件』
(整理番号164.1026)の翻刻。

【2】諸士系譜

(1) 菅野氏

菅野氏 加右衛門・兵左衛門、父母共ニ異国人。日本ニ来ル時、

加右衛門十才、兵左衛門七才。紀州御家臣菅苗字ノ

侍アリ。則菅之賜苗字ヲ于ニ兄弟ニ、龜田大隅ニ仕。后御

国江罷越、改菅野。於異国漢名乗ルト云々。龜田依願被

召出、兄千二百石・弟千石可被下処、有故減七百石・六百石

被下。此時、龜田依願侍廿一人被 召出。

加右衛門

仕微妙公。七百石。明曆三死。

仕龜田時八元森内記ト云。

馬之助 遺知不被下内死。孫丞 始孫右工門。七百石ノ内

三百石被下。早世。

庄左衛門 明曆三父同月同日早 彦兵衛 始傳右工門。久兵衛養

世。娶兵左衛門女。荒尾平左工門。久保吉丞。

十郎左衛門 五左工門。

兵左衛門

仕微妙公。六百石。御馬廻。正保三死。

兵左衛門

正保三、俸四百五十石。娶石原茂右工門女。明曆元死。

兵左衛門重治

明曆元同上。御馬廻。万治元大小將。元禄十一死。
娶脇田九兵衛女。

助右衛門

元禄十一同上。御馬廻。同十二死。

新八郎 原佐左工門養。

甚五郎 五左工門、後再繼助右工門遺跡。

女 渡辺文左工門。三太夫。本多政長臣、山下四兵衛。

甚五郎政成

実弟。元禄十三同上。宝永四大小將。享保十七、九
十一死。六十三才。娶五左工門女。

才八郎 早世

内右衛門正倚

始喜大夫。実彦兵衛婿養子。同上。后妻安武逸角女
寛延元死。

女 山村甚五郎。実新八郎養。内右工門。

兵左衛門正良

同上。大小將。大がね奉行。

主税

始新番。寛政三六十五小頭。新知百五十石。寛政八
七十一同上。御馬廻。

女 実加右工門女。能州長福寺。
弥四郎 兄養。

兵左衛門義矩

実弟。寛政九五廿五同上。御馬廻。享和三壬正能州
郡奉行。文化三十一ノ廿四死。三十八才。

閑左衛門定澄

始豊太郎。文化四七五三ノ一。同七七十同上。御馬廻。
誠左衛門(始孝次郎) 嶋田源大夫養。

五左衛門

新知百八十石。内三十石異風料。御異風。娶庄左工門
女。元禄十一死。

三大夫 娶兵左工門女。発心。

甚五郎政成 実兵左工門三男。婿養。

元禄十一助右工門遺跡繼。

女 甚五郎。大音帯刀臣、小川勘右工門。

久兵衛

正保三分知百五十石。承応三加五十石。合二百石。
娶岡田五郎右工門妹。大小將。延宝二死。

女 庄左工門。

彦兵衛重正

始傳右工門。実庄右工門男。延宝三同上。大小將。寛永七御細工奉行。正徳元死。六十二才。婿養。后妻堀部養叔女。

女 久保先吉。荒尾平左工門。

寛兵衛正應

始御歩。正徳三同上。享保九御馬廻。明和五七十六死。

八十四才。娶岸村文大夫女。

九左衛門正郷 御歩。原新八郎養。改八郎兵衛。

喜大夫正倚 御歩。后内右工門。甚五郎養。

加右衛門

同上。御馬廻。娶多賀了因女。后娶横山和州臣、高沢五

左工門女。

仁右衛門 山田友右工門養。

平兵衛 石黒三五郎養。

女 野村逸角。

劉平徳布

文化元四十一御書物奉行。享和元七十一同上。

女 兵左工門養女。

官兵衛 始御歩。后奥附横目。文化十二六朔御歩小頭。

彦兵衛矩

文化七七十同上。御馬廻。天保十二死。

寛兵衛 天保十二二十ノ一同上。御馬廻。

(2) 佐々氏

紋様 桐葉

香之図

佐々氏

祖佐々藏人宗政。斯波家之臣。尾州和田郡之内八郷領。后織田伊勢守信安ニ隨順死后右知行四男陸奥守成政領。仕信長公。

成政兄

勝右衛門長治

仕佐々成政。於越中新川郡小出村城主

喜藤次 成政養。

孫十郎成治

成政養。仕秀吉公。三千五百石。領撰州武庫郡鳴尾村。

黄髮之使番。

信濃守 兄孫十郎遺領。同姓甚左工門成直ニ賜。残知之分御

預代々相統。子孫在御旗本。

正益

始勤左工門。浪人后剃髮。河池才右工門簪故。大坂落城
后前自京都母子共金州へ来。醫師。元和元之頃小幡宮内
ヲ以被 召出。御合力米百俵。寛文元致仕。同九死。
甚左工門成直

自秀吉公孫十郎遺知之内依幼少二百石。イニ大坂討死ト
アリ。

快安政俊

寛文元同上。同六俵百五十石。同十二死。室岡島九右衛
門女。

長塚正治

寛文十二父為跡目二十口。寛永五死。

伯順政賢

実池田玄昌二男。十口。享保十二新知百五十石。延
享四加百石。合三百五十石。明和元四廿二死。七十
九才。

正益政輕

実一向寺宗永寺子。宝曆八被召出。十口。後同上。
辰左衛門

伯順之実子也。宝曆五十ノ五新番。同九四死。始今
村藤左工門養。不縁飯ル。

正益政吉

始芸庵。寛政六七十、百五十石。加五十石。合一
百石。天保 死。

女

大玄

天保七七四遺知之内俵百三十石。同 死。

□□ 始錦之助。天保十三十二ノ十四、俵十口。

喜藤次正寅

寛文四七十一俵五口。剃髮号懐節。奥小将組。同十二
三廿二加十五口。延宝七十二新知百五十石。貞享三束
髮。元禄三七九組外。同四十二廿八定検地奉行。享
保元八廿六指除。同十六死。七十一才。室三輪清右工
門女。

女 白石助七郎。本多家人。仕円浄院殿。イニ号岩野仕長
高麗屋孫三郎。九郎左衛門高連。

六右衛門 改字野處士。

助十郎 三輪次郎作養。イニ甚五左工門。

幸右衛門富政

始左佐織人正八郎。享保十九同上。同十三三堂形奉行
宝曆八三能美郡代官。室橋爪左門女。

貞五郎 早世。
女 田中八十四郎。

喜藤次政孝

始四之助。后改左助。安永二七十一同上。御馬廻。室
佐垣八郎左工門女。

幸次郎 岸忠右工門養。

忠大夫 始与三五郎。岸幸次郎。

幸三郎 早世。

女 佐垣八郎左工門。

左助

同上。組外。

喜藤次政徳

始仙之助。文化七十二十六同上。御馬廻。文政十二割
場横目。

玄澄正圓

寛永廿仕陽廣公。玄治法印弟子被仰付。正保元俸百五十
石。寛文五死。室石丸吉之丞妹。

九平次政尚

寛文四俸五口。剃髮号習益。又常惠奥小将。同六加十五
口。延宝七十二廿八新知百五十石。貞享三束髮。号九平

次。元禄三六組外。宝永四江戸御廣式番。享保二死。室
内藤市丞女。

近兵衛

喜大夫 庄進養。

与力

吉郎兵衛 与力山内源兵衛養。

女 脇田知右工門。

庄大夫成貌

始小次郎。元禄十四利重君御小将。正徳三壬五金沢へ被
召返新番。享保二十二廿八同上。組外。同五八死。室城

戸元右工門女。

庄之進 兄養。

女

小膳 早世。

庄之進政親

実弟。享保七三七同上。組外。同十三八御馬廻。同十五
正廿六死。三十九才。室堀左平太養女。

女 早世。

喜大夫邑政

実近兵衛嫡子婿養。享保十五五十一同上。御御馬廻。宝
曆三七本吉湊才許。同六十一指除逼塞。同十三御免。室
不破彦大夫女。離別再山本伴七郎女。

久馬 イニ隼丞。先父死。室寺西勝左工門妹。
十左衛門庶政

始直記。美多田兵左工門二男。安永三七六同上。御馬廻。
天明四七三與服料紙奉行加人。

卯門為政 文化九七十同上。御馬廻。

(3) 不破氏

不破氏

與市左衛門

仕微妙公。二百石。娶唐人式部女。富山。

与市左衛門

儀右衛門

富山。

七兵衛

新知合三百二十石。延宝七死。

女 渡辺弥三郎。

平兵衛

美渡辺弥三郎嫡。二百石。娶服部宇右工門女。元禄十六
死。

門左衛門

同上。美新丞嫡。宝曆三死。六十四才。
女 服部左源太。春日神主高井。

七兵衛良實

美九郎右工門二男。同上。御馬廻。娶齋田十郎左工門
女。表御納戸奉行。后御免。奉行寛政十七六定番
御番頭。享和二組外番頭。同三二死。

主税 始甚太郎。先父死。

女

浅右衛門

新番。美筒井常右工門二男。享和三七十一同上。組外。

靱負則定

始弥太郎。文化七十二十六、三ノ一。同七八

十一同上。娶養輪知大夫女。御馬廻。天保二六廿一割
場奉行加人。同年九廿六本役。同四十二御免除。

新丞

美子。百廿石。娶中村弥五左工門女。加八十石。合二百
石。元文四死。七十三才。

門左衛門 平兵衛。

九郎右衛門

始又大夫。同上。小松。延享二死。

女 前田貞直臣米原平助。

大助有書

同上。小松。

七兵衛 紋左工紋養。

女

新丞有親

始久太郎。実卯辰八幡神主厚見 子。同上。小松。同所御武具奉行。后同所御作事奉行。兼能美郡代官。

織人有濟アリスキ 文化九七六同上。小松。改名七兵衛。

(4) 山根氏

長太夫

朝鮮流御術。俸七十口。元禄元死。

勘左衛門

二百石。宝永四死。

源太夫

始勘十郎。同上。娶武村九郎兵衛養女。離別。延享元死三十九才。

長太夫元宴

始与左工門。同上。御馬廻。娶江尾治部右工門女。再与

力林次郎左工門妹。勢之佐殿御附。天明七死。

忠太夫 小沢與三兵衛養。改九左工門。

小弥太 新番。小沢九左工門養。改彦右工門。

與九郎

実松田治右工門二男。始與次郎。天明七七四同上。

庄太夫ツネ元長

始義大。実明石静叟二男。文化元七六同上。御馬廻。文

政三七十二堂形奉行加人。同四正四本役。天保五十二晦

死。五十一才。

卯七郎

天保六七三同上。御馬廻。改長左工門。同十一死。

清八成政シゲアサ

天保十一二十一同上。御馬廻。

◎金沢市立図書館蔵「諸士系譜」(200)の抜粋である。(1)

菅野氏の祖「加右衛門・兵左衛門」は父母共に異国人であり、

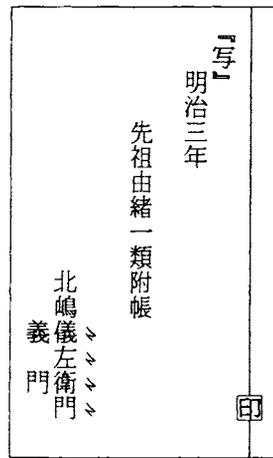
(2)佐々氏には「高麗屋孫三郎」に嫁いだ女性があり、(3)

不破氏の祖與市左衛門は「唐人式部」の女を娶り、(4)山根

氏の祖長太夫は「朝鮮流御術」を以て藩に仕えたとみえる。

【3】先祖由緒一類附帳

〔1〕北嶋儀門



一、四拾五俵

御切米高
北嶋儀左衛門劉宗信
定紋 丸ノ内ツル柏葉

本国高麗金沢出生四十一歳

私儀御細工者北島故健三郎嫡子ニ御座候所、弘化四年正月御細工所御雇被仰渡、嘉永三年五月十四日御細工所御用方見習被仰渡、安政三年七月十三日繪方御細工者被 召抱、御宛行五人扶持被下之、万延元年四月十二日故健三郎名跡被 仰付、御切米四拾五俵被下之、誰今迄被下置候御扶持方は被指除之、元治元年十月御重裝方御用主附被仰渡、慶応元年十月御仕法方御用兼帶被仰渡、同二年三月御詮議之趣ニ付御重裝方御仕法方小頭所江打込被 仰付候ニ付、小頭江加り御用被 仰付、明治元年八月大筒方御歩並被 仰付、餘時繪細工御用被仰渡、同九月朔日御細工所御仕法跡御用相勤候様九郎左衛門殿被仰渡、同十二月

廿六日右御用相濟、同二年三月晦日職制ニ付大筒方被為廢、二

等中士被 仰付、同年六月十四日鑄砲局御繪図御用被仰渡、同年十月御改正ニ付士族被 仰付、同十二月廿八日鑄砲局御繪図御用相濟、同三年二月廿四日於 御住居御礼被為請、同年九月十日給祿証書頂戴仕候。

一、九世之祖母

北嶋故與次兵衛淳儀

與次兵衛儀、素性高麗国之者ニ御座候所、幼少之節為虜、日本江渡り、其後

瑞龍院様御代、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下置、御奉公申上、慶長十五年病死仕候。

一、九世之祖母
由緒伝承不仕候

一、八世之祖父

北嶋故與四兵衛淳忠

微妙院様御代亡父與次兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。

一、八世之祖母
由緒伝承不仕候

一、七世之祖父

北嶋故與四兵衛淳宗

微妙院様御代亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候所、寛文四年江戸表江御供仕、於彼地同年八月病死仕候。

一、七世之祖母
由緒伝承不仕候

一、七世之祖母

由緒伝承不仕候

一、七世之祖母

病死年号等伝承不仕候。

一、六世之祖父

北島故彦三郎宗輝

彦三郎儀、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、幼少ニ付五人扶持被下置候所、同八年御切米三拾俵三人扶持被下之、元禄六年太鞍御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六人扶持被下置候所、享保五年病死仕候。

一、六世之祖母

岩槻故與五右衛門娘

享保十二年病死仕候。

一、五世之祖父

北嶋故淺之進光正

大應院様御代、元禄十六年太鞍相兼繪方御細工者被 召出、御切米式拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、外御役料三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 仰付、都合四拾俵三人扶持被下置候所、宝曆十一年十一月病死仕候。

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、高祖父

北島故彦右衛門光繁

彦右衛門儀、実は御鷹方日江故方右衛門養子作大夫せかれニ御座候所、延享元年、

泰雲院様御代、故淺之進婿養子奉願、同二年御細工所御用見習相

勤罷在候所、宝曆四年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、御切米

式拾俵被下置候所、同十一年故淺之進數十年御用全ク相勤候段

被 仰出、御切米式拾俵被下之、都合四拾俵被下置候所、明和

五年病死仕候。

一、高祖母

北嶋故淺之進娘

病死年号等伝承不仕候。

一、曾祖父

北島故和左衛門景雄

和左衛門儀、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候所、彦右衛門末期養子奉願候所、明和六年七月、泰雲院様御代、為名跡繪方御細工者被 召抱、御切米三拾五俵被下置候所、天明八年五月病死仕候。

一、曾祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、祖父

北島故儀左衛門宗雄

儀左衛門儀、実は出野故儀大夫せかれニ御座候所、天明八年和左衛門養子奉願、

大梁院様御代、寛政二年七月故和左衛門為名跡、繪方御細工者被

召抱、御切米三拾五俵被下置候所、文政六年十二月拾俵御引

足被 仰付、都合四拾五俵被下置候所、同十年三月病死仕候。

一、祖母

物頭並 池田故忠左衛門娘

忠左衛門儀、御改易被 仰付候後、池田故保左衛門方厄介仕罷在候所、寛政五年故儀左衛門儀縁組奉願、嫁娶仕候所、天保元

年十二月病死仕候。

一、父

北島故健三郎宗續

健三郎儀、御細工者北嶋故儀左衛門次男ニ御座候所、

金龍院様御代、文政二年十二月繪方御細工者被 召抱、御宛行五

人扶持被下置候所、天保元年十二月御切米三拾五俵被 仰付、

誰今迄被下置候御扶持方被指除之、相勤罷在候所、嘉永五年十

二月拾俵御引足被 仰付、都合四拾五俵被下置候所、安政六年

四月病死仕候。

一、母 御医者格 佐々木故泉景娘

天保二年故健三郎縁組奉願、嫁娶仕候。

一、妻 北島権八養妹

一、娘 手前ニ罷在候 式人 北島良平

一、弟 北島良平

一、妹 士族 早川清次郎妻

嘉永六年奉願、縁組申合候。

一、めい 士族 宝多順次郎妻

順次郎妻儀、早川清次郎嫡女ニ御座候。

一、めい 早川清二郎娘同人手前ニ罷在候 三人

一、いとこ 士族 北島権八

権八儀、亡父兄北嶋故万吉郎嫡女江婿養子ニ罷成、天保九年故

万吉郎為名跡、御細工者被 召抱候。

一、実いとこ 士族 篠原純平

純平儀、亡父弟篠原故栄作三男ニ御座候所、亡兄栄吉末期養子

ニ罷成、慶応元年故栄吉為名跡、御細工人被 召抱候。

一、実いとこ 降士純平手前罷在候 篠原半弥

半弥儀、故栄作二男ニ御座候所、細工方不得手ニ付、三男純平

ニ名跡被 仰付候。

一、実いとこ 斯波玄蕃当分管轄士族 樋口儀兵衛妻

儀兵衛妻儀、篠原故栄作娘ニ御座候。

一、いとこ 富田織人当分管轄士族 永見丈左衛門

丈左衛門亡母は、故健三郎姉ニ御座候。

一、実いとこ 深見右京当分管轄士族 大平小市右衛門

小市右衛門儀、実は永見丈左衛門弟ニ御座候所、大平故小市右衛門養子ニ罷成候。

一、おち 士族 佐々木泉玄

泉玄儀、佐々木故泉景嫡子ニ御座候。

一、おち 佐々木泉龍

泉龍儀、故泉景二男ニ御座候。

一、おち 横山三左衛門当分管轄士族 真野宗古

宗古儀、故泉景三男ニ御座候所、故宗古養子ニ罷成候。

一、いとこ 佐々木騶馬之助

騶馬之助儀、佐々木泉玄嫡子御座候。

一、いとこ 士族 佐々木雅次郎

雅次郎儀、右同人二男ニ御座候所、明治元年六月新番御歩被

召出候。

一、いとこ 士族 佐々木他見弥

他見弥儀、泉龍嫡子ニ御座候所、明治二年正月定番御歩被 召

抱候。

一、いとこ 降士他見弥手前罷在候 佐々木玖吉

玖吉儀、泉龍二男ニ御座候。

一、いとこ 泉龍娘他見弥手前ニ罷在候 壹人

一、いとこ 士族 河合益太郎

益太郎儀、亡母は佐々木故泉景三番目娘ニ御座候。

一、実いとこ 横山三左衛門当分管轄士族 真野宗琢

宗琢儀、実は河合弥吉二男ニ御座候所、真野宗古養子ニ罷成候。

一、いとこ 宗古せかれ同人手前に罷在候 真野藤次郎

一、いとこ

右同断 同 良之助

一、宗旨は一向宗、寺は金沢四丁木式番町圓長寺壇那ニ御座候。

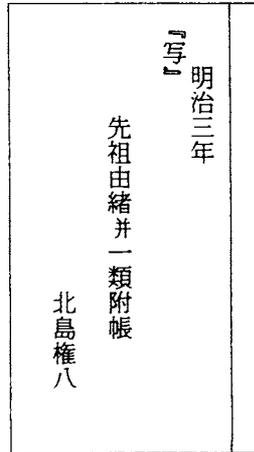
右、私先祖由緒并一類附等如斯御座候。此外、近キ親類縁者之続無御座候。以後増減御座候節、書附を以御断可申上候。以上。

明治三年十月

北島儀左衛門（花押）

士族長御中

〔2〕北嶋権八



給祿高 一、三拾五俵

本国高麗 金沢出生四十八歳

北嶋権八劉吉雄 ヨシヲ

私儀、実は御細工者北隅故弥五郎ノ三男ニ御座候処、天保八年

九月北島故万吉郎嫡女江末期躰養子奉願、同九年十月亡養父万

吉郎為名跡、絵方御細工者被 召抱、御宛行三拾五俵被下之、

相勤罷在申候処、

基五郎様

豊之丞様御職御用并御能御用被 仰付、

真龍院様ヨリ、

中納言様江被 進候御能御番組拾八番前後三拾六枚、極彩色二画

相調候様被仰渡、同十四年卯辰八幡宮 御絵像御修覆被 仰付、

弘化三年於御次御系譜御用被 仰付、

静之介殿

桃之介殿御破摩弓并御職御用時々相勤、嘉永七年御産御用鍾馗

御掛物画被 仰付、安政元年

睦姫様御羽子板御用被 仰付、同三年、

多慶若様御破摩弓并御職御用被 仰付、

同五年、

太梁院様御絵像御修覆被 仰付、於宝円寺相勤、文久二年後、

初姫様并 方々様御羽子板御用時々被 仰付、

慶応元年

侑喜千殿御破摩弓并御職御用被 仰付、是迄御産御用鍾馗御掛

物数度被 仰付、同三年金谷 御殿二ノ間碁天井画極彩色ニ被

仰付、相勤申候内、方々様御居間御障子腰ニ画極彩色ニ被

仰付、此外御軍装□□解御用御平生御用等相勤罷在候処、同

四年八月晦日定番御歩並被 仰付、臨時絵細工御用可相勤旨、

被仰渡候得共、眼氣相滞罷在候ニ付、明治元年十二月御断申上

候処、同二年正月臨時御用 御免被 仰付、会所御土蔵前御番

所江御番人被仰渡、同三月金谷 御殿六組御歩御雇御供役被仰

渡、同月晦日職制御改正ニ付二等中士被 仰付、同月一同御用

濟而異裏御門御番所江御番人被仰渡、同十月御改正ニ付士族被

仰付、十一月十八日ヨリ御番所 御城番江御引渡ニ相成申候。

一、九世之祖父

北嶋故與次兵衛淳儀 アツヨシ

與次兵衛義、素性高麗國之者□御座候処、幼少之節為虞、日本江渡り、其後、

瑞龍院様御代、繪方御細工者被 召抱、御切米四拾俵三人扶持被

下置、御奉公申上候処、慶長十五年病死仕候。

一、九世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、八世之祖父

北嶋先故與四兵衛淳忠 アツタケ

微妙院様御代、亡父與次兵衛為名跡、繪方御細工者被 召抱、御

切米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。

死去年号等伝承不仕候。

一、八世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、七世之祖父

北嶋故與四兵衛淳宗 アツムネ

微妙院様御代父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召抱、御切米

四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候処、寛文四年江戸表江御供

仕、於彼地同年八月病死仕候。

一、七世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、六世之祖父

北嶋故彦三郎宗輝 ムネテル

彦三郎義、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被召抱、

幼少ニ付五人扶持被下置候処、同八年御切米三拾俵三人扶持被

下之、元禄六年太鞍御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六人扶

持被下置候処、享保五年病死仕候。

一、六世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、五世之祖父

北嶋故浅之進光正 ミツマサ

大應院様御代、元禄十六年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、御切

米式拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、外御役料

三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 仰付、都合四拾

俵三人扶持被下置候処、宝曆十一年十一月病死仕候。

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、高祖父

北嶋故彦右衛門光繁 ミツシゲ

彦右衛門義、実は御鷹方日江故方右衛門養子作太夫せかれニ御

座候処、延享元年浅之進娘江賀養子奉願、同二年御細工所御用

見習相勤罷在候処、宝曆四年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、

御切米式拾俵被下置候処、同十一年故浅之進数十年御用全相勤

候段被 仰出、御引足式拾俵被下之、都合四拾俵被下置候処、

明和五年病死仕候。

一、高祖母

北嶋故浅之進娘

病死年号等伝承不仕候。

一、曾祖父

北嶋故和左衛門景雄 カゲヲウ

和左衛門義、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候処、彦

右衛門末期養子奉願候処、明和六年七月、為名跡繪方御細工者

被 召抱、御切米三拾五俵被下置候処、天明八年病死仕候。

一、祖父 北島故儀左衛門宗雄ムネヲウ

儀左衛門義、実は御馬廻組岡嶋故八郎左衛門給人出野故儀大夫
せかれニ御座候処、天明八年和左衛門養子奉願、寛政二年七月
故和左衛門為名跡、絵方御細工者被 召抱、御切米三拾五俵被
下置、相勤罷在候処、二男健三郎儀、文政二年十二月御細工者
被 召抱、別家仕罷在候。文政六年十二月拾俵御引足、都合四
拾五俵被下置候処、同十年三月病死仕候。

一、祖母 物頭並 池田故忠左衛門娘

忠左衛門義、御改易被 仰付候後、池田故保左衛門方厄介ニ罷
在候内、寛政五年故儀左衛門縁組奉願、嫁娶仕候処、天保元年
十二月病死仕候。

一、父 北島故万吉郎秀雄ヒナノヲウ

万吉郎義、文化五年十二月御細工所御用見習被 仰付、相勤罷
在候処、同八年絵方御細工者被 召抱、御宛行五人扶持被下置、
文政十一年七月亡父儀左衛門為名跡、四拾俵被下置、相勤罷在
候処、天保八年九月病死仕候。

一、母 組附与力 長田故新兵衛養女

弘化三年病死仕候。

一、妻 北島故万吉郎娘

文久元年二月病死仕候。

一、せかれ 北島栄次郎

一、娘 手前ニ罷在申候 壹人

一、養妹 士族 北島儀左衛門妻

一、めい 北島儀左衛門手前ニ罷在申候 式人

父方

一、いとこ 士族 北島儀左衛門

右儀左衛門義、亡養父万吉郎弟故健三郎嫡子ニ御座候。

一、同 北島儀左衛門手前ニ罷在申候

一、同 北島良平

右、北島故健三郎二男ニ御座候。

一、同 士族 早川清二郎妻

右、北島故健三郎娘ニ御座候。

一、同 士族 篠原純平

純平儀、亡養父万吉郎弟、御細工人篠原故栄作三男ニ御座候処、

亡兄栄吉末期養子ニ罷成申候。

一、同 士族 篠原半弥

半弥義、故栄作二男ニ御座候。

一、父方 士族 下村儀兵衛妻

実いとこ 儀兵衛妻義、篠原故栄作娘ニ御座候。

一、同 士族 大平小市右衛門

同 小市右衛門儀、亡母は亡養父万吉郎姉ニ御座候。

一、母方 士族 長田仲右衛門

養おち 仲右衛門義、長田故新兵衛嫡子ニ御座候。

同

一、養おは

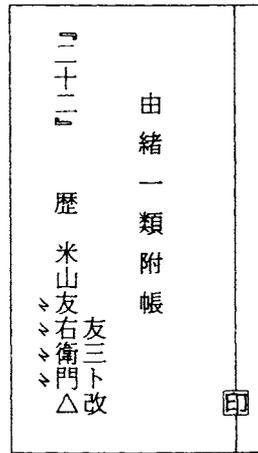
士族 清水伍守妻

右、仲右衛門姉ニ御座候。

一、同姓

士族 北島儀左衛門

(3) 米山友三



年中御切米高

歳五十六

米山友三右衛門ナヲヒロ秦直寛

一、式拾三俵

私儀、実は白江故金十郎御組御先筒足輕小頭吉川故善蔵せかれ御座候処、米山故友二郎養子罷成、同人病死為代、天保二年割場附足輕被 召抱、御切米式拾俵被下、同四年割場留書不人替書被方御用被仰渡、同七年、

永禧院様御婚礼方御用留書被仰渡、同六年右御婚礼方御用濟ニ付、重而割場留書定加人被仰渡、相勤罷在候所、同九年、

從三位様御付取次定役被仰渡、同十二年御付御風呂屋才許転役被仰渡、相勤罷在候所、安政五年久々御奉公実体相勤候趣を以、

三俵御増米被 仰付、都合御切米式拾三俵被下之、元治元年、

從四位様御付御手廻小頭代被 仰付、料米三俵被下之、相勤罷在

候所、慶応三年役義御指除被仰渡、如元割場付足輕被仰渡、明治二年十月御改正ニ付、足輕之名被廢、卒族ニ被仰渡、相勤罷在候所、今般被仰渡之趣ニ付、由緒相改申候。

一、九世之祖父

米山佐左衛門

佐左衛門儀、生国高麗之者而御座候所、八九歳之頃高麗御陣之節、被為 召連、其後、

瑞龍印様御代、越中高岡而御鉄砲之者被 仰付、十八歳ニ御奉公

相勤、寛永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年火沢火事之節、覚書焼失仕候ニ付、御切米高并病死年号、伝承不仕候。

一、九世之祖母

由緒并病死年号伝承不仕候

一、八世之祖父

米山源右衛門

源右衛門義、

微妙院様御代、元和九年父佐左衛門為代、御鉄砲之者被 召出、

御切米貳拾九俵被下、百人之者被仰付、相勤罷在候所、延宝八年三月病死仕候。

一、八世之祖母

由緒并病死年号伝承不仕候

一、七世之祖父

米山小左衛門

小左衛門義、父源右衛門為代、寛文十三年恒川故監物殿組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾壹俵被下、御奉公申上候所、及老年御奉公難相勤、正徳三年立願奉願候所、願之通被仰渡、享保三年病死仕候。

一、七世之祖母

割場付足輕 箕輪故儀兵衛娘

宝永三年病死仕候。

一、六世之祖父

米山新五右衛門

新五右衛門義、実は浪人者黒川故五兵衛せかれ御座候所、米山故小左衛門娘養子罷成、同人立替為代、正徳三年不破故覚丞殿組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、宝曆五年病死仕候。

一、六世之祖母

米山故小左衛門娘

宝曆六年病死仕候。

一、高祖父

米山政右衛門

政右衛門義、実は越中魚津御材木方足輕江口故伊右衛門せかれ御座候所、米山故新五右衛門娘養子罷成、享保九年、割場付足輕欠人為代被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、宝曆十二年病死仕候。

一、高祖母

米山故新五右衛門娘

宝曆十年病死仕候。

一、曾祖父

米山清藏

清藏義、実は三輪故甚五右衛門殿家来嶋故瀧右衛門せかれ御座候所、米山故政右衛門養子罷成、同人病死為代、宝曆十三年割場付足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、病死罷成御奉公難相動候□、同四年立替奉願候所、願之通被仰渡、同年病死仕候。

一、曾祖母

金沢大工町安田屋 故新九郎娘

天明五年病死仕候。

一、祖父

米山友右衛門

友右衛門義、実は割場付足輕小頭須賀故与左衛門せかれ御座候所、米山故清藏養子罷成、同人立替為代、天明四年割場付足輕

被 召抱、御切米貳拾俵被下、相勤罷在候処、寛政十一年割場小者才許定役被仰渡、文化二年割場留書江轉役被仰渡、同十年割場付小頭被 仰付、御切米三拾俵被下置、同年拔書兼定役被仰渡、同十二年惣組小頭被仰渡、相勤罷在候所、文政元年病死仕候。

一、祖母

割場付足輕小頭 石黒故善兵衛娘

嘉永七年病死仕候。

一、父

米山友二郎

友二郎義、父友右衛門病死為代、文政元年割場付足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、同六年聞番方使□定役被仰渡、相勤罷在候所、天保二年五月病死仕候。友二郎義、嫁娶不仕候二付、養母無御座候。

一、妻

卒族 中山喜三右衛門娘

一、養子

私手前罷在候 米山友二郎

一、娘

右同人妻

実方

一、祖父

吉川善右衛門

善右衛門義、実は永原故将監殿家来森江雄故源左衛門せかれ御座候所、湯原故長太夫殿組御先筒足輕吉川故善左衛門養子罷成、同人病死為代、宝曆四年同組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、相勤罷在候所、享和元年病死仕候。

一、祖母

割場付足輕 川岸故九右衛門娘

安永五年病死仕候。

一、父

吉川善藏

善藏義、父故善右衛門せかれ御座候所、富田故治太夫殿組御先

筒足輕欠人為代、明和九年被 召抱、御切米貳拾俵被下、安永

八年仮定御横目役被仰渡、天明四年本役被 仰付、役料米三俵

被下、相勤罷在候所、同五年、

泰雲院様奥付御横目被 仰付、役料米五俵被下、相勤罷在候所、

同七年、

觀樹院様奥付御横目被 仰付、相勤罷在候所、御逝去被遊候ニ付、

寛政七年、

太梁院様奥付御横目被 仰付、同八年久々御奉公美躰ニ相勤候趣

を以、五俵御増米被 仰付、文化三年武田故判太夫殿組御先筒

足輕小頭被仰付、御切米三拾五俵被下、相勤罷在候所、文政元

年七月病死仕候。

一、母 割場付足輕小頭 須賀故与左衛門娘

嘉永二年九月病死仕候。

「庚午 閏十月廿日地日病死届 □□權大属(印)」

最前御台所付同心小頭ニ御座候所、及老年立替被仰渡、當時養子次三郎手前罷在候。

一、兄

今村次八郎

一、同 土族 小嶋栄左衛門

一、おい 土族 土田儀十郎

一、同 卒族 今村次三郎

一、同 同 山室順造

一、めい 永原主税殿手医師 茅野準平妻

一、宗旨は日蓮宗、寺は金沢卯辰真成寺壇那御座候。

右、私由緒一類付如斯御座候。此外御国他国共いとこ以上之親類無

御座候。以上。

明治三年三月

卒族方

米山友右衛門(花押)

「右、米山友右衛門由緒一類付、吟味仕候處、相違無御座候。以上。

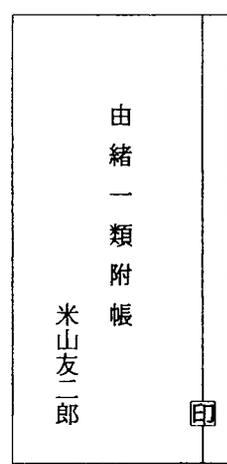
北式番組世話役

森田余三郎 (花押)

松尾□之助 (花押)

小川庄左衛門(花押)

〔4〕米山友二郎



一、拾石

本国高麗越中国出生

本月二十八年

米山友二郎

外壹石五斗養父友三終身給之候

加賀国第拾三区小五区 殿治町三拾六郎同居

私儀、

実は新川県射水郡古国府真宗勝興寺元家司当平民広瀬数衛二男

二 御座候処、当県士族米山友三養子罷成居候処、同人隱居願之通御聞届、家督相統被 命候。

一、十世之祖父

米山佐左衛門

佐左衛門儀、生国高麗出生之者ニ御座候処、八九歳之頃前田利家代、高麗陣之節被連越、其後同利長代、越中高岡而鉄砲之者ニ被申付、寛永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年金沢火事之節、覚書焼失仕候ニ付、宛行高并病死年号、伝承不仕候。

一、十世之祖母

由緒伝承不仕候

一、九世之祖父

米山源右衛門

源右衛門儀、米山佐左衛門倅ニ御座候処、前田利常代、父佐左衛門為代、鉄砲之者ニ被抱、切米貳拾九俵給、百人ノ者被申付、相勤罷在候処、延宝八年三月病死仕候。

一、九世之祖母

由緒伝承不仕候

一、八世之祖父

米山小左衛門

小左衛門儀、米山源右衛門倅ニ御座候処、前田綱紀代、源右衛門為代、先筒足輕ニ被抱、切米貳拾壹俵給、相勤罷在候処、正徳三年三月病死仕候。

一、八世之祖母

前田綱紀足輕 箕輪故義兵衛娘

宝永三年八月病死仕候。

一、七世之祖父

米山新五右衛門

新五右衛門儀、実は金沢町浪人黒川故五兵衛倅ニ御座候処、前田綱紀足輕米山小左衛門娘誓養子罷成、同人為代、前田綱紀代、先筒足輕被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、宝暦五年九月病死仕候。

一、七世之祖母

前田綱紀足輕 米山故小左衛門娘

宝暦六年七月病死仕候。

一、六世之祖父

米山政右衛門

政右衛門儀、実は越中魚津材木方足輕江口故伊右衛門倅ニ御座候処、米山故新五右衛門娘誓養子罷成、享保九年前田吉徳代、割場付足輕欠人為代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、宝暦十二年二月病死仕候。

一、六世之祖母

前田綱紀足輕 米山故新五右衛門娘

宝暦十年六月病死仕候。

一、高祖父

米山清蔵

清蔵儀、実は前田重教家臣三輪故甚五右衛門家来米島故瀧右衛門倅ニ御座候処、米山故政右衛門養子罷成、同人為代、宝暦十三年前田重教代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、天明四年八月病死仕候。

一、高祖母

金沢大工町安田屋 故新九郎娘

天明五年四月病死仕候。

一、曾祖父

米山友右衛門

友右衛門儀、実は先筒足輕小頭須賀故與左衛門倅ニ御座候処、米山故清蔵養子罷成、同人為代、天明四年前田治脩代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、数役相勤、文化十年小頭役被申付、切米三拾俵給、相勤罷在候処、文政元年七月病死仕候。

一、曾祖母

前田齋廣足輕 石黒故善兵衛娘

嘉永七年四月病死仕候。

一、祖父

米山友二郎

【4】国事雜抄

高麗網張並異国渡來人之子孫御尋

高麗網張 市村七兵衛

右過分之御切米被下置候處、何之御用等無御座、迷惑奉存候。数年
謠を数寄諷申候間、責而御奉公に、御能の刻地謠相勤申度奉存候旨、
兼々私迄為申聞、達者に諷申由に御座候間、地謠可被仰付候哉、奉
伺候、以上。

(元禄六年)
四月十四日

和田小右衛門

御網張 市村七兵衛

此者近年御殺生御用茂無御座候處、御扶持被下置難在仕合奉存候。
先年御能地謠奉願被仰付、則諸橋喜太夫弟子罷成、相勤申候。今般
江戸江罷越御能相勤、又は稽古をも仕度之旨奉願候付、書記上之申
候、以上。

(元禄八年)
六月晦日

三輪七左衛門
佐藤勘兵衛

多賀信濃殿
玉井勘解由殿

覚

年中御切米高
一、二十六俵

高麗網張 金子萬右衛門

右去月晦日病死仕候に付、御案内申上候、以上。

(元禄十一年)
寅六月二日

三輪七左衛門
前田清八

横山左衛門殿
前田对馬殿
奥村老岐殿
村井出雲殿
前田備前殿

高麗網張様之儀、並市村七兵衛先祖並之者共儀、夫々相尋候趣左に
記上之申候。

一、網之張様並仕立様共に、当時世間に取扱候通に相替品無御座候
由、右七兵衛申候。

一、七兵衛曾祖父市村故清六儀、高麗者に御座候處、右御陣之刻擒
に罷成候。瑞龍院様御代被召出、殺生御用被仰付置候處、病死仕
候。右御切米之員数、並死去仕候年号等不相知由申候。祖父市村
故十右衛門儀、清六為跡目被召出、御切米十三俵余被下置、殺生
御用被仰付候處、寛永二十年病死仕候。右為跡目父十右衛門儀、
微妙院様御代被召出祖父十右衛門に被下置候御切米之通拝領仕、
御鷹匠組に被仰付、殺生御用相勤、御鷹野御供にも罷出申候。其
以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火矢稽古仕、両品共之御用
相勤申候處、延宝二年病死仕候。当七兵衛儀、父十右衛門為跡目
被召出、父に被下置候御切米之通致拝領、御鷹匠組に被仰付、殺
生御用相勤、御鷹野御供にも度々罷出申候。先年此者之並、刀を

帶し申儀御改之節より、町奉行支配に被仰付候旨申候。近年は殺生御用無御座候故、相勤不申候。清六儀、高麗御陣之刻、何れ之手に而擒に罷成候哉、不相知由申候。

一、金子先萬右衛門儀高麗者に御座候。右御陣之刻、毛利安芸守手に而擒に罷成候處、瑞龍院様御代被召出、御徒組に而御切米二十六俵被下置、殺生御用被仰付、大坂御陣之御供、並江戸御供も相勤、慶安五年病死仕候。右為跡目せがれ故萬右衛門儀、微妙院様御代被召出、父に被下置候御切米之通拝領仕、御鷹匠組に被仰付、殺生御用相勤申候處、其以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火矢稽古仕候。先年此並之者刀を帶し候儀御改之節より、町奉行支配に被仰付候處、元禄十一年病死仕候。萬右衛門儀勝手困窮仕候に付、為助成村井出雲方江、せがれ吉右衛門召抱候様に仕度由申達候處、ケ様之者用事に無之候へ共、助成に罷成儀候者、萬右衛門儀跡々より出入も仕者之儀候間、召抱可申旨に而、萬右衛門存生之内より、吉右衛門儀出雲方江小將組に召置申由に候。萬右衛門死去之砌、先町奉行申聞候は、此並之者跡目被仰付御格も無之候間、五十日過候はゞ、御屋敷指上可申候。若御尋も御座候節は、言上可仕候條、由緒書指出候様にと申聞候に付、前田故清八方迄右書付出し候由申候。私共留帳には、其品曾而相見え不申候。

一、小川七丞祖父小川故久次儀、高麗者に御座候。右御陣之刻、加藤肥後守殿手に而擒に罷成候處、瑞龍院様御代被召出、小扶持被下置、寛永十五年病死仕候。殺生御用は相勤不申候。せがれ故七郎左衛門儀、寛永十五年御徒並に被召出、御切米四十俵被下置候。金子先萬右衛門殺生綱上手に候間、見習可申旨被仰付、殺生御用

之節罷出申候處、其以後火矢御用被仰付候而、殺生御用は相勤不申候。承応二年に御知行百五十石被下置、寛文六年病死仕候。嫡子権右衛門儀、微妙院様御代御徒並に被召出、御切米四十俵被下置、火矢御用相勤、殺生御用之節も罷出申候。寛文六年父七郎左衛門遺知百五十石之内、百石権右衛門、五十石弟七丞に被下置、火矢御用相勤申候。権右衛門儀、寛文十二年流刑に被仰付、元禄三年御赦免被遊、十人扶持被下置候處、元禄七年病死仕候。養子当権右衛門儀、元禄八年被召出、養父に被下置候御扶持方之通致拝領、火矢御用相勤申候。七丞当権右衛門共に、殺生御用は勤不申候。私共支配之者に御座候。当権右衛門儀、実は故権右衛門弟に而御座候。

一、小川故茂兵衛儀、故久次次男に而御座候。寛永十五年御徒並に被召出、御切米三十俵被下置、火矢御用並殺生御用茂相勤申候處、寛文三年病死仕候。せがれ茂右衛門に、右御切米之通被下置、定番御徒組に而火矢御用相勤申候。私共支配之者に而無御座候。然共火矢御用之儀は、私共より申渡候。

一、高麗当孫三郎祖父先々孫三郎儀、高麗者に而、金子先萬右衛門与一所に罷越候様に承及候由申候。微妙院様御代御上洛之翌年、御当地江罷越、小幡先々宮内取次を以、御目見被仰付候様に承及候旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。

一、父故孫三郎儀、御入国之翌年、岡嶋故兵庫より達御聽、十一人扶持被下置、御細工人並に被仰付候。殺生御用は相勤不申候。寛文十一年江戸御供に罷越、於彼御地病死仕候處、当孫三郎に御扶持方被下置候様にも可有之旨、故兵庫申聞候へ共、其頃は病者に

御座候而、江戸御供など難相勤由申達候得者、追而気色も快、押立御用も可相勤躰之節、僉議も可仕旨に而、御扶持方拜領不仕候由申候。故孫三郎儀、町奉行支配之者に而御座候由申候。当孫三郎儀、町人に而縫針細工仕候。御武具・馬具等之御用相勤申候。穢多細工は不仕候。殺生網仕立様は、覺不申由に御座候。家名高麗屋与申候。

右之通に御座候。以上。

(宝永三年)

九月二日

小塚八右衛門

前田兵右衛門

高麗者之儀御尋に付書上申候處、重而御尋之趣一々奉承知、其品左に記上之申候。

一、私共紙面之通に御座候へ者、高麗者六人与被為思召候。右六人之外御扶持被下置候者、子孫に罷成断絶仕者等有無之儀、町中相尋候處、分明に相知不申候。侍中先祖高麗者有無之儀、私共手前に而難相知御座候。

一、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉之旨、市村七兵衛等江相尋候處、最前御鷹匠組之時分より、七兵衛並金子故萬石衛門儀、勝手為助成豆腐商売仕候處、此品指止候儀者罷成間敷候哉与、御鷹匠小頭大平故源右衛門・丹羽故惣兵衛申間候へ共、被下置候御切米之通に而は、勝手統兼申候故、此商売難差止旨申達候處、左候へ者町人之准所作申儀に候間、刀指申事不罷成由之僉議に而、其砌より町奉行支配に罷成、今以右商売仕候由申候。地諷茂相勤申候。

一、先々孫三郎御扶持方不被下候由、其間は何様之所作仕、身命相統候哉之儀、当孫三郎江相尋候處、先々孫三郎儀、高麗より金子先萬石衛門与一所に罷越、京都に居住仕、武具・馬具等之細工仕候處、御上洛之時分、小幡先々宮内申間候は、御国江罷越細工仕可然旨に付、任其旨、翌年御当地へ罷越、右細工に而渡世仕候様に承及候由申候。

一、春田助助祖父成瀬小八郎与申者、高麗御陣之節擲之者に御座候處、瑞龍院様御代被召出、御扶持方被下置候。小八郎病死仕候以後、彼者せがれ成瀬勘右衛門与申者に、御扶持方被下置候處、寛永十六年病死仕候。其砌助儀幼少に而、委細之儀覺不申故、小八郎儀何れ之手に而擲に罷成候哉、且又小八郎・勘右衛門共に御扶持方員数、並何組に而御奉公相勤候哉之儀も相知不申候。助助儀父死去以後、春田十兵衛与申者之智養子に罷成候由申候。

一、氷天齋与申者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江罷越、七右衛門与名を改、町人に而豆腐商売仕候處、寛永二年病死仕候。此者養子蔭絵師西村次郎右衛門与申者、御用之蔭絵細工仕候付、微妙院様御代、四人扶持外御米百俵被下置候。寛永二十二年病死仕候。次郎右衛門せがれ次郎右衛門儀、十三歳之時父次郎右衛門死去仕候付、せがれ次郎右衛門江御扶持方等不被下置候。此者儀も天和年中病死仕候。先次郎右衛門子共之内、塗師七右衛門与申者存命に而当町に罷在候。氷天齋儀高麗御陣之節擲之者に御座候哉、先次郎右衛門儀何組に而御用相勤候哉、委細相知不申候。

一、名倉不亂与申外科、異国者之由に御座候へ共、高麗より擲之者

に御座候哉、相知不申候。此者微妙院様御代、御知行百石被下置候由に御座候處、致病死候付、為跡目せがれ不亂に右御知行之通被下置候。此統之内幸三与申者御座候。後不亂名を改、幸三与申候哉、但外に幸三与申者御座候哉、其段不分明候。右幸三せがれ幸春与申者、当御代御知行百五十石被下置候處、病死仕、為跡目躰養子幸伯与申者に、十人扶持被下置候處、療治為稽古奉願、江戸江罷越、彼御地に而病死仕候。幸春儀後不亂与如何之統に而御座候哉、此段も相知不申候。幸伯死去以後、此者妻儀当町地子肝煎加右衛門与申者方江再縁仕、娘一人出生仕、今以父加右衛門方に罷在申候。妻は五年已前病死仕候。後不亂並幸春御知行拝領仕候時分、不亂に被下置候御印之物、幸春に被下置候御判之物、都合一通、右加右衛門娘奉所持候付、私共方江取置申候。

右之通に御座候。先日被返下候私共紙面、此度一所に上之申候。以上。

(宝永三年)
九月十日

小塚八右衛門
前田兵右衛門

高麗より先祖渡り申者之子孫有之哉御尋に付、私共裁許裏屋借家に至迄相改申候へ共、右高麗より渡り申者之子孫無御座候。為其御請上之申候、以上。

宝永三年九月六日

本町肝煎連名

町御奉行所

火矢方小川氏之事

私先祖小川故久次小扶持、百五年以前に上方にて被召出、久次死去仕候。以後私親小川故七郎左衛門、寛永十五年に被召出、御切米四十俵御歩並被下、其後承応二年に御知行百五十石被下、町同心並町奉行支配に被仰付、七郎左衛門死去仕、為跡目私兄小川故權右衛門、寛文六年に御知行百石被下、私儀寛文十一年に御知行五十石被下置候、以上。

(元禄九年)
子十月朔日

小川七丞

前田清八殿
三輪七左衛門殿

由緒帳写

小川久次忠勝

久次儀、高麗国出生にて胃齡と申者之二男貞種と申者にて、父胃齡儀新羅国嶺山之補祐と申者之伝方にて、薄金張筒・棒火矢・埋火等伝授仕、嫡子胃圓と申者へ相伝申候。然處右胃圓儀実子無之に付、弟貞種へ火法不残伝授仕候。貞種儀高麗に罷在候處、秀吉公高麗御陣之節擲に罷成、日本へ被召連、大坂表にて山海久次と相名乗罷在候處、瑞龍院様御代於京都被召抱、家名小川と相改候様被仰渡、其節御充行之儀は承伝不仕、寛永十五年病死仕候。

同人妻、高麗より擲七人被召連候内女子一人有之候處、右女子久次妻に罷成、正保元年病死仕候。

○以下畧之。

火矢方御細工人坂横目

万治三年より御歩横目一人

原田源兵衛

延宝三年より原田代御歩横目

齋藤四郎兵衛

同五年より齋藤代御歩横目

東郷又八

同六年より東江代御歩横目

副田権六

右副田権六元禄七年役替被仰付、以後代り人被仰付間敷段村井出雲殿被仰渡候付、其後より火矢方御細工人之内兩人充仮横目に奉願来候處、御細工人友山次右衛門と申者一人役にて相勤候節、御様子御座候て天明元年横目被指除。其節之御奉行衆津田林左衛門殿・土方勘左衛門殿仰談にて、以後横目役願申間敷段被仰渡候に付、其後是不奉願候。

一、寛政三年小川七太夫自害仕相果候に付、小川久太夫一人役故横目奉願候處、御細工人吉田宇兵衛・河村彦左衛門兩人仮横目被仰付、宇兵衛病死後は代人願上不申故、当時彦左衛門一人役にて相勤罷在申候、以上。

三月

小川友作

小川兵左衛門

小川家火術指南之事

小川家火術之儀は、先年より御様子有之他家へ不致指南候處、近年海辺御手当方格別御詮議有之御時節に付、入門之人々有之候はゞ致相伝候様、群吾郎等江被仰出置候。依而御家中等入門いたし候儀不苦候条、此段一統へ寄々可申談旨被仰出候事。

(嘉永六年)
八月

朝鮮本呂氏郷約之事

前月九日之紙面到来令披見候。

一、朝鮮本之内、呂氏郷約一冊反古の内在之、損申物に在之候へ共、書牒和版に在之候とは違申に付、山本源右衛門へ書通之序に為見被申候へば、入御覽、永御留置被遊候旨。且又嵯峨より到来之紅楓三葉、源右衛門へ被相送候處、是も入御覽、段々結構成被仰出候旨、源右衛門より奉書紙面差越候由。則源右衛門紙面写被指越、委曲令承知、

(享保三年)
十一月四日

金森内匠判

山崎主税判

竹田権兵衛殿

高麗網張金子萬右衛門細工場地面被下事

金子萬右衛門

右萬右衛門儀、最前御鷹匠組にて居屋敷九十步被下、御殺生御用並網綱等裁許仕候。職人共召集、萬右衛門宅にて諸色申付候故、家内せばく御用難勤、寛文十一年大平原右衛門・清水伝兵衛へ相断、御年寄衆へ相達候處、幸屋鋪統に六十三步余請地有之、其處に古材木を以網綱千繕等仕御細工所被仰付被下、今以御鷹匠小頭より、右御用申渡相勤申候。右之通御用地に罷成候に付、寛文十一年より六十三步余屋鋪地子銀差上不申候、以上。

(元禄九年)
十月二十五日

前田清八

三輪七左衛門

◎『国事雜抄』(加賀能登郷土圖書叢刊)によって示した。

【5】可觀小説

一、吾国に朝鮮本残缺の伝る所以

吾国に朝鮮本の書籍、多く残缺して遺るゆゑんは、壬申(ついで)の役に加藤清正、大船三艘に積て肥後州へ伝致せるに因て也。其故は甲州

武内晴信(ついで)の医師に、板垣法印といふあり。晴信死し、勝頼敗亡の後板垣氏、清正に奉仕し寵幸を得て、禄千石を食て肥後にありけり。朝鮮の役方に起るに及て、清正、板垣に語て曰。某三軍の司

命と成て海外に赴く。生て本国に還る事あるべからず。異域の鬼と成べし。生前に於て一の遺念あり。女子三輩ありて皆幼穉なり。そのおひ立のいかならん事を不知は、是のみ不便あり。此三女子を以て其方へ委ね置なり。只疾病の為のみならず、死生に預るの

大事ありとも、我子と存じ養育すべしと、かたく申残せり。切又云。三女子の死生を以て、其方へ委ね置事、莫大の恩と思ふ也。然れば何にても所望の事は可相叶也、可申聞となり。板垣いふは何の恩酬をか望可申候や。雖然命の辱を徒にすべきに非ず。某聞

く、朝鮮は文籍の国なりと。吾国久敷戦鬪の地となりて、文書散乱し学者書に乏し。朝鮮にて書籍を獲られなば、某へ賜るべしやと答ふ。清正許諾せり。然るに彼土晋州の城は、国の東南にて、西北の寇害を避て、嘗て文籍の類は皆此城中に納ぬ。吾兵先づ晋州を陥れて城に火を発しぬ。時に庫倉の多くあるを見て清正怪之、士卒をして破りみせしめぬれば文庫なり。清正衆を戒て焚掠を止

めしめ、車数十輛に載て海に至らしめ、終に肥後州へ通致して板垣氏に授けぬ。是故其書脱落多し。法印死し、其子も清正父子へ奉仕す。然に其子罪を得て、家財を没入せらる。孫ありて友閑と稱し、小笠原遠江守に任て、法印が血脈を伝ふ。此友閑書籍若干を納置ぬ。其余没入の書は、肥後侯二代にて国除かれし時、唐本屋清兵衛が祖父玉芝といへるもの、肥後へ赴き不残買取て、京師及東都へ携来り、頗る諸家の文庫に入ぬ。(木下順庵の話 白石伝)

一、前田直之火器稽古を令停らる

寛文・延宝の間、金沢に小川権右衛門といふものあり。高麗流といふ鉄炮の術を教へ、火箭等の火器妙芸を盡せり。例年執政官の指図にて、宮腰つゞきの海浜にて、其芸を学習いたし候。或年宮腰にては、御城へ近く警候てあしく候に付、本吉浦にて稽古申渡候(権右衛門外小川七丞・小川茂右衛門。足輕に高波源八。此四人也)。小松御城代前田三左衛門直之、於小松此由を伝聞て、学習の者共を抑へ置き、使番等を出し、小松城下より指図無之内は不可打候。若推て大箭等挙候もの有之候はゞ、捕候様に被申付候。其趣段々金沢年寄中へ相聞候に付、年寄中より早使を以て、先達て不及案内候儀不念の至に候。拙子共承届候て、為致稽古候儀無紛候。御聞届候て稽古仕候様にいたし度存候旨被申遣候所、拙子年老候て薬を結たる様に罷成候共、いまだ御城代は相動罷在候。か様の儀不及御沙汰候ては、以来小松城下騒動に罷成儀も可有之候。兼て其心得有之様にと被致返答候。

一、加藤清正に殉死の朝鮮人

加藤肥後守清正逝去の時、金官といふ朝鮮人あり。此金官は清正朝鮮在陣の内より、如形念頃に召使、後には二百石の禄米を下し給ふ。清正の死を聞て、一日片時もながらふべからずと云て自殺せんとす。時に慶長十六年六月廿四日の事也。子供兩人有之。是を見付大に驚き、脇指をとり種々に教訓してとどめ、脇指も隠し丸腰にして置けるに、十四五日に過ける故、思とゞまりたる子供はじめ思ひ油断したる時分、箍輪師ウヅリの通りけるを呼入、古桶共の輪を懸させて見ぬたるが、人のなき時箍輪の鉋を取て腹切て死たりけり。此外に大木土佐といふも、六月廿五日の辰の刻に於私宅追腹す。是は元来佐々木陸奥守に仕へしが、奥州死後清正に奉公し、三千石迄給りし、数年別ての恹志なり。仍之殉死しぬ。此兩人清正葬礼、十月十三日に西光寺原といふ所にて執行の時、清正龕の次に統て土佐・金官か棺を昇せ、中尾山の墓所へも、左右の脇に並て建たり。

愚謂。清正遺愛人に在し事、此殉死にても景慕すべし。清正至て微賤より登庸せられ、譜代旧功の臣下は一人も無之筈なり。右兩人は亡国の旧臣、或は異域のとははれにて、恩に感じ殉死するに至る。真に難得君徳と云べし。但金官が父母の国にて義死は不遂して、区々たる私恩にて自殺する事、不都合千万に聞え候。然共其人の始終を不詳ば、一概に難論。定て幼少なるものを召捕え不便を加へ、幸ひ其人品よろしきが故に、常々恹志にいたされたるものならん。我国にても脇田九兵衛、朝鮮にて宇喜多秀家の軍へ召捕候時、七歳にて金如鉄といひし。秀

家敗亡の後、我瑞龍公へ仕申、微妙公の御時に至り千石の禄を給り重職に任じぬ。か様の類なるべし。然れば節義を失ふとは云がたし。傑出の人といふべし。

一、輪島の船、朝鮮に漂着の事

今茲秋七月能州輪島の船一艘、大風に漂流朝鮮国へ令着岸候。仍之対州人、在大坂留守居役中川四郎五郎来状に、御領分能州鳳至郡輪島町二十三端帆船頭伝九郎と申者、水主共に拾四人乗組米を積み、為商売大坂へ志し、七月九日輪島出帆、数日乗流。同十七日長州津嶋を見懸候處、南風にて風波強く洋中に漂居、同十八日南風弥烈しく、其上霧深く罷成候に付、柱を切掛候處、霞の間山見懸候故乗懸候へば、冲手に飛瀬有之、及破船一候に付、伝馬に取乗り灘に漕寄可申と仕候處、伝馬を打返し拾四人の者共散々に罷成、其節水夫の内勘四郎・七右衛門と申もの溺死いたし、殘拾二人のもの共伝馬或は船板に取付、朝鮮国慶尚道の内長チョウナと申前へ漂着仕り別条無之旨、彼国に指置候対馬家来より、対州案内申越候に付、対州へ到着次第使者相付、御当地御奉行所へ送届候筈に御座候。依之於江戸表御老中様へ承届、御案内申上候に付、於此表一町奉行所へ御届可申上旨、国元御家老共より申越候に付、今日町御奉行所御月番様へ罷出で、右の趣御案内申上候。此段為御知申上候。

九月十七日

一、宗近作の脇差

十八日堀部養叔、小鍛冶宗近作脇指献上す。是は元來從大閣秀吉公、備前上様へ被進候處、備前上様(浮田秀家卿御簾中)被召使候内官の朝鮮人左京と云者へ被下候を、左京儀養叔弟養佐を養子の約束いたし、件の脇指を授申候。当時養佐子養壽為家珍候。内々多賀信濃に付て献之。

◎『可觀小説』(加越能叢書)によつて示した。本書にはこの他、

「日本の竹島、朝鮮へ奪はるゝ事」「朝鮮慶尚道叛逆人の追捕」「異国船仙台領へ漂着」「朝鮮両王子與加藤清正」書

などの朝鮮關係の項目が見えるが、加賀藩や渡來朝鮮人との關係は希薄であるため、割愛した。

【6】龜の尾の記

○火矢所

火矢細工等の役所也。小川氏兩家司之。外足輕幾千あり。毎年湊浜にてためし有、一向見せずといへり。寛文・延寶の間金沢に小川権右衛門といふものあり。高麗流といふ鉄砲の術を教へ、火箭等の火器妙藝を究せり。例年執政官の指図にて、宮の腰統の海浜にて其藝を学習いたし、或年宮の腰にては御城近く響きてあしく候に付、本吉浦にて稽古申渡候(権右衛門外小川七之丞・小川茂右衛門、足輕に高波源八、此の四人也)。然るに小松御城代前田三右衛門直之、於小松此由を伝へ聞き、学習の者共を抑へ置き、使番等を出し、小松城下より指図無之内は不可打候。若押して火矢等挙候は捕へ候様

に被申付候。此趣段々金沢へ相聞え候に付、年寄中より早使を以、先達て不及案内候儀不念の至に候。拙子共承届候て稽古為致候の儀に無紛候。御聞届候て、稽古仕候様にいたし度存候旨被申遣候處、拙子年老候て藁を結たる様に罷成候得共、いまだ御城代は相勤罷在候。ケ様の儀不及御沙汰候ては、以來小松城下騒動に罷成儀も可有之候。兼て其心得有之候様にと被為致返答候。小川氏皆本國朝鮮なり。今は士別にして町奉行支配なり。

○唐人屋敷・天神町

此処にて折曲て左町家並に奥村内膳下邸有り(不案内者は一向心付ず。押せば其木戸明くなり)。是又通れば御小人町成瀬家中の並びへ出るなり。此園中に唐人屋敷と云所有り。奥村氏藩中人に尋ても、一向何某爾々と云事を不知といふ。愚按するに朝鮮征伐の時、朝鮮人を擒にして日本へ来る者多し。中にも脇田如鐵・菅野家杯多し。爰に奥村快心入道に御預朝鮮人何がし、奥村氏の臣庄田某に(市佑乎)萬金丹製薬を伝へしと云。今庄田の萬金丹とて大流行す。されば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扱立帰り材木町本通りを行けば、道撞木成りになり、是より左は柿木町、右は此木戸より天神町なり。田井天神在す故の町名なり。此町後は小立野山の嶮岨にして、此町を蓋ふ。雪の頃別して難儀也。往來の人心得あるべし。

○森下村

村中に橋ありて南北に界ふ。茶店多くあり。白団子を売る米倉あり。又邑長龜田金右衛門居す。邸内に祖先大隅鉄斎の塚あり。国君東觀

帰北なし給ふ時、必ずこゝに憩ひ給ふ。鯉一つ献ずる事佳例なり。

此地の東山に殿館といふあり。或記に曰、釈賊の巨魁龜田大隅岳信（初名は小三郎）河北郡の小坂辺を押領し、此に館して其威さかんなり。南越の朝倉氏加州を併呑せんと、密に岳信に通ず。因て岳信松任の城主鏑木右衛門大夫を謀りて女婿とし、鏑木父子を森下へ迎へ、伴りてこれを殺す。此時岳信の子半左衛門勝家に仕へ、溝口と改姓し、勝家滅亡の時越前にて殉死すと云ふ（按ずるに此説に因れば溝口もと由緒あり）。関屋政春の古兵談に、岳信武勇の達者勝家の手に従はず、勝家和談をなし溝口半作（半作は高綱の事なり。初めの名は千熊といふ。後に大隅とし、夫より法躰して鉄斎と号す）を人質に遣し礼をなすとあり。又森本城を佐久間玄蕃允より平野神右衛門を先手の大将として急に攻落すとあり。又一説に、天正三年柴田勝家越前北の庄（今の福井城のことなり）在城の時、佐久間盛政は尾山城に在りて、溝口半左衛門の子千熊高綱を使として、岳信を伴り招き切腹せしむ。岳信切腹の時千熊を賞して介錯をなさしめ、岳信の女婿を約束し龜田の姓を譲る。此ゆゑに勝家滅後、千熊は龜田大隅と姓名ともに改め、岳信の遺言に従ふとなり（金沢染物師龜甲屋與助元祖は、此岳信の実子なり。微妙公これを憐み給ひ、龜田を龜甲とあらため町人となすよし、則ち與助由緒記に見えたり。又邑長龜田金右衛門も岳信を先祖とすといふ）。大隅高綱後に浅野但馬守に仕へ、武功を以て一萬五千石に至る。薙髪して鉄斎と号す。後に浪士となり在京するを、微妙公より五百口糧を賜ふ。当地へ御招きあれども、先主の構あるを以て来らず。其子権兵衛並に加右衛門を越すと昌披問答に見えたり。又菅野の由緒には、大隅願に依て微妙

公へ召出され、千二百石可賜御約束の処、故あつて七百石を権兵衛へ賜はる。此時父大隅よりの願にて、士二十一人別にめし出さる。

菅野も其内の一人とあり。権兵衛本藩に來り、其やしきは佐々木某の地也といふ。寛永十七年六月夜盜権兵衛の家に入てこれを殺し、断絶に及ぶ。今此龜田金右衛門に、大隅より八幡の瀧本坊へ藤花を寄付せし返翰、松花堂の筆の物掛軸となし蔵す。邸内に陰陽石あり。国君御座の間の前にあり。御腰掛の時も其まゝになし置かると云ふ。

○黒津船

扱此黒津船といふ由縁を考ふるに、貞觀十三年辛卯渤海国の入觀使楊成規等加賀国に着岸す。或記に、此使の到着せし所は、国俗古來此黒津船とす、さもあるべし。此海岸千尺。所謂異国の黒船入津は、やうやく元龜二年より長崎に入津する事になりて、商家列肆す。夫以前他の海澳へ黒船來り交易す。されば此所へ黒船入津せしゆゑ此名あるならん。黒船停止となりしも、寛永十五年の秋よりなり。正徳四年十一月の加州宮腰町禁制札に、異国船並唐人抜荷物買取者、及右金主を為す者等可行罪科、或右訴人へ可有褒賞の三条目あり。今猶町中に建て公然にす。

○深見

又按ずるに宮腰町人に唐人屋と呼ぶものあり。いにしへ唐人を止宿せしめし遺家ならん。されば此地いにしへは海深くして、番船をこゝにつなぎしなるべし。よりて思ふに、古郷の深見駅は此地ならんか。深き海といふ事にて、則ち万葉集十八深見。深海互に出す、以

て見るべし。又天平二十年春三月越前掾大伴池主公事あるを以て、十四日此深見の村に來り、歌三首を作り十五日送之。然るに家持其返翰十六日池主へ報ゆ。其往復僅に一日路なれば、此地相応なり。

因みに記す、渤海とは深き海と訓ず。元祿の頃渤海の儒日本へ乱をさせ來りて、名を深見新右衛門と改む。其出地によつて名付くと。可觀小説に見えたり。されば此地も深見なるに、深見の蕃客來る事も偶然たることながら奇といふべし。

此地矢の根石産す。又松露多く産す。玫瑰花ありて、採薬師是を採り薬店へ鬻ぐ。今は此根を染工採るゆゑ花や、少しといふ。

○ケイゴ山

戸室山の南に在る山をケイゴ山といふ。或博識の士曰く、文祿年間朝鮮役に朝鮮人を捕へ、高德公へ預けられ、其者奥村氏第に置かせられしに、此山々の景を見、鷄籠山の景に似たるとて名遣りしと云ふ(此辺の土人いはく、唐人此山を見て泣きし所を泣岩といふと)。さればケイロ山といふ口の偏畫の脱しなるべしといへり。鑿説といふべし。

ケゴ山頂きに沢多し。沢菊・沢蘭生ず。石川郡の小川の沢に生ずるは藤色のみなり。此地に産すは紅色多し。ぐんどう・なしの木など、故ある地名多し。又是より医王山へ三里計りあり。

◎『龜の尾の記』(加賀能登郷土圖書叢刊)によつて示した。

【7】金沢古蹟志

○庄田萬金丹

此の薬は、奥村氏元家中に居住せる庄田氏の伝法にて、高名なる良薬なり。龜尾記に云ふ。奥村内膳の下邸園中に唐人屋敷と云ふ所あり。朝鮮征伐の時摘られたる朝鮮人を、奥村快心入道へ預けられたり。今彼の家土庄田某の家に製する萬金丹は、彼の朝鮮人の伝法なりと云ひ伝へたりとぞ。平次按ずるに、今庄田氏の伝書には、萬金丹は隨春と云ふ明医の伝法なり。隨春をヤンチンと呼べりと。此の人如何なる故にや加賀國へ來りけるを、奥村二代河内守栄明へ預けられ、河内守の従士庄田の元祖庄田市佐孝治が家に、従僕と兩人三年寓居し、後武州へ赴き終に歿すと云ふ。武州へ赴きける時、日頃庄田市佐懇意にせし謝礼として、薬方を種々伝授せし中にも、萬金丹は殊に隨春家伝の妙方なりし故に、伝授せし上は隨春家に再び調合致すまじく、庄田の家業にすべしとなり。隨春の末孫は、江戸幕府の役者小笛庄兵衛なりと云ふ。とあり。おもふに、奥村河内守栄明は元和六年五月卒すれば、隨春が庄田の家に寓居せしは、文祿・慶長以来の事ならんか。然れば龜尾記に、朝鮮陣の摘の内なりといふ伝説は正説ならん。明の乱を避けて帰化せし人ならんかと云ふ説もあれど、非なるべし。

○異國屋弥右衛門伝

弥右衛門は、世々旧魚屋町の中程南側に居住し、代々絹布の洗張を商業とす。家伝に云ふ。先祖以来金沢に居住し、金沢にて異國張の

鼻祖なり。故に屋号を異国屋と称し、今異国を苗字とすと云ひ伝ふといへども、旧記等は伝来せず。或は曰く、宮腰に唐仁屋某といふ者あり。此の唐仁屋と金沢の異国屋とは、世に珍敷屋号也。唐仁屋は天文年中に宮腰浦へ唐船着岸し、唐人の宿をなしたり。故に唐仁屋と呼べり。異国屋は朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫なるが故に、異国屋と呼べりといへり。按ずるに、朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫は、金沢藩士に脇田九兵衛・小川久次等あれど、町人には町会所留記に左の如く見江たり。

高麗より先祖渡り申者之子孫有^レ之哉御尋に付、私共裁許裏屋・借家に至迄相改申候得共、右高麗より渡り申者之子孫無^ニ御座^一候。為^レ其御請上^レ之申候。以上。

宝永三年九月六日

本町 肝煎連名

町御奉行所

右は参議中将綱紀卿穿鑿し給ふに依りて、町奉行よりしらべさせたるもの也。此の時町奉行よりの言上書に、市村清六・金子万右衛門・小川久次・小川茂兵衛・高麗孫三郎五人、皆高麗陣の時の擒にて、中にも高麗孫三郎に就きては左の如く記載せり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

又重^ニ指上候言上書には左の如く載せたり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

按ずるに、右言上書にて考ふれば、宝永の頃高麗人の子孫とて、朝鮮陣の擒等の子孫彼是金沢に居残居たる事知られけり。されば今異国屋弥右衛門が元祖も、若しは右等の人々などの子孫にてもあらんか。又別人にて、共に彼の国より来りし者の子孫に^ニもあるべし。

○豆腐座事略

豆腐は後世外国より伝法せし食品なり。故に和名なしといへり。按ずるに、文安元年の下学集に、豆腐を飲食門部に載せたり。文安の頃既に伝法流行せし事知られたり。金沢にて豆腐を製造せしことは、宝永三年九月朝鮮征伐により渡来せる高麗人取調書に、水天斎と云ふ高麗陣之節、彼の地より渡来し、後金沢に來り、名を七右衛門と改称し、町人と成り、豆腐商売をなし、寛永二年病死すとあり。是金沢にて豆腐を製造して商業したる初めならんか。又同時の取調書に、高麗者擒共の中にも、市村七兵衛・金子万右衛門兩人も勝手為^ニ助成^一豆腐商売仕。と見江たれば、豆腐の製法は高麗の伝法にて、朝鮮国より渡りたるにや。故に彼の国の擒人など爰に來て、豆腐を製し商業とはなしたるならん。故にそのさき、金沢にて栄耀の物に屬するものとして之を停止せられたり。

高札

御分国中豆腐並味噌仕売候事、堅令^ニ停止^一候。但味噌之事、所々町宿並において、旅人商人以下に、当分少宛売買程之儀者可^レ仕之旨被^ニ仰出^一者也。

慶長拾年九月五日

横山大膳

奥村伊予守

篠原出羽守

金沢町

(後略)

○古餌指町

元禄九年の地子町肝煎裁許附に、古餌指町とあり。同三年の火災記にも古餌指町と記載す。又同六年の土帳には堀川古ゑさし町とあり。旧藩国初の頃、此の地にて餌指共の居邸を賜はりしかど、後浅野町の地なる餌指町へ移転を命ぜられたり。故に此の地をば古餌指町と称し、地子地と成りしものなりといへり。但し、旧藩の諸記録中に移転の事所見なし。故に其の時代年曆等詳かならず。

○餌指来歴

餌指といふは、旧藩中は鷹の飼餌となす小鳥を取る者をいへり。慶長十年利長卿富山養老附土帳に、御鷹師の末に、

一、二拾五石 ゑさし 仁 助

御 餌 指

一、拾三俵 彦 市 一、拾三俵 與 吉

一、同 助 市 一、拾五俵 與 七

一、拾五俵 藤右衛門 一、同 彦 五郎

一、同 與三郎 一、同 喜 蔵

一、拾 俵 市 内 一、拾 俵 万右衛門

一、同 小 八 一、拾 俵 又 蔵

金銀被_レ下衆

一、銀五枚 高麗ゑさし 清 六

一、同 同 久 次

右の中にも、万右衛門は金子万右衛門、小八は成瀬小八、清六は市村清六、久次は小川久次といへり。此の四人は皆高麗者にて、朝鮮

陣の擒共也。今越中魚津に餌指町といふあり。利長卿慶長十年に富山へ隠居し給ふ処、同十五年三月富山火災に付き、魚津城へ立退き、高岡築城の間暫く魚津に居給へり。此の時供奉の餌指共居たるゆゑの遺名なるべし。慶長十七年十月十七日の定書に、

一、鷹師并ゑさし・いぬ引以下於_レ有_レ之、賄其外非分申懸儀、不_レ可_レ有_レ之事。

同廿年三月五日の定書に、

一、御鷹師・ゑさし已下によらず、金沢奉行衆より墨付無_レ之儀申懸候もの改候事。

按ずるに、新井白石の紳書に、慶長四年利家卿薨去の事を記載して、利長日頃鷹獵を深く好みたる人なりと載せたる如く、利長卿は殊に鷹獵を好み給ひけん。村井長明の象賢紀略に、大納言様御逝去の其年七月初頃、津の国へ利長様御鷹野に御越候て、あかしまで御越被_レ成候云々。また、其の年八月肥前様加州。越中へ御鷹野に御下被_レ成候。はや、大納言様御遺言御ちがへ候。御運之末かと村井豊後・奥村伊予など笑止がり被_レ申候事。と見江、関屋政春古兵談に、利長卿はや八月廿八日大坂を御立ち御下国也。金沢に十日許御逗留にて、富山へ御越被_レ成、御鷹野にて御遊山也。とあるにても、放鷹を好み給へる事知られけり。されば此の時代に、逸物の鷹共を多く繋かれたるなれば、餌指も多く扶持し給ひしなるべく、中にも高麗餌指といふは、朝鮮渡来の人々にて、金沢町会所留記に載せたる宝永三年九月高麗網張等取調書に如_レ左あり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

右市村清六・金子万右衛門・小川久次・成瀬小八郎の四人は、利長

卿の時高麗餌指とて、鷹方の殺生役を勤めたりし事、前頭の寛永四年土帳にていちじるし。小川久次は殺生御用相勤不^レ申と彼の言上書に載せたるは誤なり。また高麗孫三郎といふも、高麗餌指の中なるべし。また高麗網張も、網之張様仕立様共に相替品無^レ之由、市村七兵衛申すとあり。但し今日用ふる処の鳥網は、則ちもと高麗風の網にて、朝鮮陣擄の高麗餌指共より始りたる網ならんか。国事昌披問答に、金沢の餌指は、微妙公の時より松雲公の時までは、三人扶持に二十俵余賜はり、一刀にて、岸藤左衛門などは苗字を付け、足輕の類なり。しかし言上等之紙面には苗字は除きたり。かれら連々、死絶え、代り召抱えられず。或は子弟等御雇として召仕はれ、御鷹の餌鳥を取上げ、るゆゑ、御留場の内殺生札加・越二枚に、弟子指置きける者には外に相渡し、餌鳥取上げ、るに、其の員数に応じ、銀壹匁に雀六羽宛買上げ、代銀年切に被^レ渡下^一也。此節浪人者なるゆゑ、一統刀を帯しける処、享保九年に被^レ召抱、御宛行各三人扶持に十五俵宛被^レ下。此役鳥年中に三千羽に極り、小頭は同三人扶持に二拾俵、役鳥は二千羽宛。右前々之振を以、今更刀指止候儀如何敷旨を以、新規に相願ひ、是より刀を帯し、足輕一列之格に相成る。とあり。

○唐人屋敷

龜尾記に云ふ。奥村内膳の下邸園中に、唐人屋敷と云ふ所あり。奥村氏家中の人に尋ぬるといへども、其由縁を知るものなしと。按ずるに、昔朝鮮征伐の時、擄にしたる朝鮮人多く来る中にも、脇田如鉄・菅野氏など加州へ来り、奥村快心入道へ預けられ、爰に置きた

るならんか。今名高き庄田の万金丹は、奥村氏の家土庄田某の製業にて、快心入道へ預けられたる朝鮮人の伝法也と云伝へたりと。平次按ずるに、朝鮮陣の時擄と成り金沢へ来りたる者、脇田如鉄の外に、小川久次・金子万右衛門・市村清六・高麗孫三郎・成瀬小八郎など、皆高麗人なるを、合戦の時擄と成り、後金沢へ来り、姓名を改称して旧藩二世利長卿に仕へたり。此の外にも水天斎并に名倉不亂、此の両人も高麗人にて、朝鮮征伐の頃彼国より来り、後金沢に居住す。水天斎は七右衛門と改名して町人と成り、豆腐商売人と成る。名倉不亂は外科医と成り、利常卿に仕へ、家祿百石を賜はると、宝永三年九月高麗人子孫穿鑿に付き、町奉行よりの言上書に記載す。朝鮮擄の者、奥村快心へ預けられし事日記に所見なしといへども、実にさる事のありしならば、前頭の人々の中ならんか。尚追考すべし。

○火矢所遺址

延宝の金沢図に小川七之丞細工所とありて、則ち此の細工場の隣地に小川七之丞・彦兵衛の居宅あり。其の地は岡嶋内膳邸地の尻地にて、浅野川並木町の上なり。旧藩中は鉄炮火器の製造所にて、火矢方の小川氏両家此の地に古来居住し、製造方を惣裁し来るといへども、嘉永七年城南柿木島に壮猶館を建て、小立野上野に鑄造場を建築せられ、此の時浅野川の火矢所を廢せり。

○火矢方小川久次伝

元禄九年の小川氏由緒書、及び宝永三年九月の高麗者取調書を考ふ

るに、小川氏の祖小川久次は、実名を忠勝と云ひ、朝鮮人胃齡と云ふ者の二男にて、名を貞種と称し、高麗の地に出生す。父胃齡新羅國驛山の補祐と云ふ者の伝方、金薄張筒・棒火矢・埋火等を伝授し、長男胃圓と云ふ者へ相伝す。然るに胃圓実子なきに依りて、弟貞種へ相伝して、秘方の火術悉く伝授せしに、豊太閤秀吉公彼の國を征伐ありし時、加藤肥後守清正の手へ擒と成り、肥前國名護屋の陣宮へ召連れられ、後大坂に居止り、山海久次と名乗り居たるを、旧藩二世利長卿京都に於て召抱えられ、小扶持を賜はり、命に依て小川久次と改称し、寛永十五年歿す。とあり。按ずるに、宝永三年高麗者取調書に、利長卿の時高麗陣擒の者共数名召抱えられ、皆鷹方・殺生方を命ぜられしかど、小川七丞祖父小川故久次儀は、扶持被下置、殺生御用は相勤不申候。と記載し、小川氏由緒書には、御宛行之儀は承伝不仕、寛永十五年病死仕。とあり。但し慶長十年利長卿富山養老附土帳には如左あり。

御切米・金銀被下衆

一、銀五枚 高麗あさし 清六

一、銀五枚 高麗あさし 久次

右清六は市村清六、久次は小川久次なり。宝永三年高麗者取調書に、高麗網張市村七兵衛會祖父市村故清六儀は、高麗者にて擒に罷成、瑞龍公被召出、殺生御用被仰付とあり。されば久次も清六と同勤にて、慶長十年の頃は僅に銀五枚賜はりしこと知られけり。さて由緒書に、久次妻は、高麗より擒七人被召連内、女子一人有之処、右女子久次之妻に罷成、正保元年病死。二子あり。長男七郎左衛門、寛永十五年歩士並に召出され、切米四十俵賜はり、父

久次より火術の秘方を伝受しける故に、火術方に命ぜられ、承応二年新知百五十石賜はり、町同心並にて、町奉行支配に命ぜられたり。七郎左衛門に二子あり。寛文六年七郎左衛門歿し、遺知百五十石の内百石を長男権右衛門に賜はり、五十石をば次男七丞に賜はり兩家と成る。又久次の二男茂兵衛も、寛永十五年兄七郎左衛門と共に被召出、歩行士並に被命、三拾俵賜はり、寛文三年歿し、其子茂右衛門定番歩組と成り、三家共家伝の高麗流火術の秘方を相伝して、火矢方細工人を指揮し、火術方の惣裁たり。混見摘写に、寛文・延宝の間金沢に小川権右衛門と云ひて、高麗流鉄炮の術を伝へ、火矢等の火器妙芸を尽し、例年執政席の指図にて、石川郡宮腰統の海浜にて其の芸術を習学す。権右衛門及び小川七丞・小川茂右衛門、外に足輕高波源八等四人也。然るに宮腰にては、御城へ近く響き候てあしく候とて、本吉浦にて稽古方申渡されし処、小松城代前田三左衛門直之、小松に於て此の由を伝聞し、習学の者共を押へ置き、使番を出し、小松城よりの指図無之内は不可打。若し推して火箭等を挙ぐるもの候は、召捕候様に被申付。其の趣段々金沢執政席へ相聞え、執政席より早使を以て、先達て不及案内儀不念の至也。拙者共承届為致稽古候儀無紛候。御聞届稽古仕様に致度旨被申遣と云々。とあり。按ずるに、右は寛文の末頃なるべし。利常卿小松在城し給ふ頃は、小松近辺浮柳浜にて火矢の打試ありしかど、万治元年に利常卿薨逝、翌二年火矢筒等悉く金沢細工所へ引取り、寛文四年より春秋両度宛、宮腰宇津木浜或は倉部浜湊浦に於て打試ありたる由、天明五年正月小川七太夫・久太夫兩人の上申書に載せたり。さて寛文十二年閏六月、宮腰浜に於て火矢

打試入用人歩請取方に付き、小川権右衛門等町奉行へ対し過言の次第有^レ之、権右衛門并せがれ又三郎兩人、能登嶋の地へ流刑に処せられ、小川七丞も玉井勘解由へ預けられしかど、後赦免となる。首家聞集には、延宝二年小川権右衛門火矢手伝人可^レ被^レ召抱一儀に付、與頭・町奉行に對し暴言す。依^レ之権右衛門は品川藏人へ御預け、同人せがれ又三郎は奥野右兵衛へ御預け、権右衛門弟七之丞は玉井勘解由へ御預けに相成、追^而権右衛門・又三郎父子兩人能州島の地へ流刑。七之丞は免許にて、権右衛門跡職に被^レ仰付。と見江、松雲公年譜にも、延宝二年火箭之名人小川権右衛門、火箭之手伝人選挙の事に依りて、町奉行へ對し不遜之儀有^レ之。権右衛門等夫々御預けに相成、権右衛門父子能州へ流刑被^レ仰付。七之丞は免許に而、其の家業相続被^レ仰付。とあり。さて其の後権右衛門も赦免にて召返され、更に十人扶持賜はり、火術方如^レ故命ぜられたり。松雲公夜話録に、小川権右衛門は火矢之相伝仕り、鉄炮も上手也。宮腰辺の浜にて、馬上早道の内にて鉄炮の玉葉込替へ、六・七放も打ちたり。馬も貸馬などにて可^レ有^レ之、馬術の沙汰も無^レ之処、何とか仕やうの伝受も有^レ之儀に候哉。大体の馬にてはこたへ間敷なり。右権右衛門儀、先年町会所にて、勝手より刀を指し罷出で、町奉行へ對し雑言仕るに付、能州へ被^レ遣置一候。火矢の上手に候故、御免被^レ成被^レ返、御扶持被^レ下候由。享保七年四月十二日に御意也。とあり。右被^レ免更に扶持方賜はりたる年月は未だ詳かならず。

○火矢方細工人

旧藩中は、火矢方細工人とて、歩士並の者にて、町奉行の支配人也。此の細工人は、火矢方惣裁小川氏の附属にて、火矢所に出で、小川氏の指図を請け、火炮等の細工をなしたり。細工人の内二名宛坂横目に命ぜらる。小川両家連名の書札如^レ左。

(中略)『国事雜抄』と同文)

右年曆未だ詳かならず。扱旧藩中は、小川両家春秋兩度海浜にて火矢打試被^レ命たりしかど、連年には非ず。天明五年正月の言上書如^レ左。

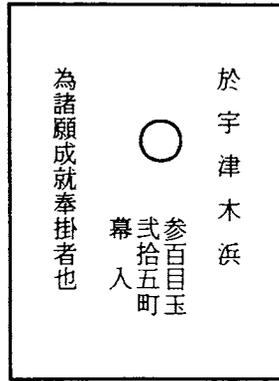
私共火矢稽古之儀、御尋之趣奉^レ得^レ其意一候。先祖七郎左衛門儀、小松表浮柳浜にて火矢稽古被^レ仰渡、其時分は月毎に度々被^レ仰渡一稽古罷在候処、万治二年御当地江火矢筒等引候様被^レ仰渡、則當時之御細工所に御座候。寛文三年迄御道具等被^レ仰付、同四年より稽古被^レ仰渡、春秋兩度充稽古仕、延宝元年より同八年迄、秋一度宛稽古被^レ仰渡一候。天和元年・同三年、貞享四年・元禄九年迄毎歲稽古仕候処、同十年より御儉約に付当分相止候様被^レ仰渡、享保十年迄稽古不^レ被^レ仰付、年数三十年相止申候。然処享保十一年稽古之儀奉^レ願候処、御聞届被^レ下、同年稽古仕、其後は十四年・同十八年・同二十年稽古仕候。元文二年、同三年・同五年・延享元年・同四年・宝曆八年に稽古被^レ仰付一候処、同九年右御筒不^レ残焼失。其後稽古相止申候。稽古不^レ被^レ仰付一候之年号等は書記不^レ申、尤於^レ御当地、最初は宮腰・宇津木浜に而稽古被^レ仰付、其外倉部浜并能美郡湊浦にて當時は稽古仕申候。右之趣故、小屋道具等湊村に被^レ指置一申候。右稽古打之儀如^レ此御座候。以上。

正月廿七日

土方勘左衛門様
篠原左次右衛門様

小川七太夫
小川久太夫

石川郡宮腰佐那武社に蔵する大射的角の額あり。この額は七寸四方、厚さ六分の材にて、黒塗とし、文字は金粉なり。



裏

寛永拾五曆

加州住

市村新平

貞繩 (花押)

六月吉日

按ずるに、右奉納的角にて見れば、宇津木浜にて大射的を打試みしこと、既に寛永年間より起れること知られけり。市村新平と云ふ人は、寛永四年に土帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しは此の人後に新平と改称せしにや。右市村氏の子孫連綿せざるが故に詳かならず。但し小川氏は、火矢大射的の師範するにあらず。小川は一家の火術家なれば、右市村新平なる人も小川氏の門弟にはあるべからず。扱小川氏は、寛永十五年小川久次の長男七郎左衛門を歩士並に召出されて、火術方に命ぜられたり。蓋し小川両家に伝来せる高麗流の火術は、一家の秘術にて、旧藩国初以来他家の者に相伝する事を厳禁せられしかど、外国交際事件に付き、嘉永六年八月初て

国禁を指解かれ、藩士等望の人々入門不レ苦旨如レ左布違あり。

小川家火術之儀は、先年より御様子有レ之、他家江不レ致ニ指南候処、近年海辺御手前方格別御詮議有レ之御時節に付、入門之人々有レ之候は、致ニ相伝ニ候様、(小川)群五郎江被ニ仰出置ニ候。依而御家中等入門いたし候儀不レ苦候条、此段一統江寄々可ニ申談ニ旨被ニ仰出ニ候事。

八月

右之通り旧藩執政席より達しけりといへ共、日々時勢変遷して、翌七年正月城南柿木畠篋庫の地に火術方の役所を造営せられ、同年夏頃落成して杜猶館と号し、此の館舎に於て火術執心の生徒を募り、火術の伝方も一変したる為め、高麗流の小川氏伝方を廃止せりといへり。

◎森田柿園著・日置謙校『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九三三年)によって示した。

〔付記〕右に掲げた史料中には、封建的身分差別を示す名辞や、侵略行為を不当な表現で記した箇所などが散見するが、学術報告書としての本書の性格上、原典の文意を損なうことを恐れて訂正しなかつた。